昭26.12.10.

官報

毎日文庫

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

主要目次

法律
○保険業法の一部改正　一四九頁
○損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正　一四九
政令
○国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の施行に関する政令の一部改正　一五一
○輸出貿易管理令の一部改正　一五二
規則
○市町村に対し概算交付すべき昭和二十六年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則　一五二
○外国為替銀行等の報告に関する規則の一部改正　一五二
告示
○国土総合開発法に基く特定地域指定　一五二
○輸出品取締法に基く第三條輸出品の指定等に関する件の一部改正　一六一
○輸出品取締法に基く第四條輸出品の指定等に関する件の一部改正　一六七
○仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正　一七二
○関税を課すべき物品を包有する外国あて通常郵便物の送達條件に関する件の一部改正　一七二
○外国あて通常郵便物の取りもどし又は名あて変更の請求をあてることのできる国及び同請求書をあてるべき外国官署の件の一部改正　一七二
○別配達通常郵便物をあてることのできる国の件の一部改正　一七二
○国際返信切手券の発売をしない国の件の一部改正　一七三

法律

保険業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百四号

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條ノ二第二項中「私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ニ関スル法律」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、第一章中同條の次に次の五條を加える。

第十二條ノ三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及事業者団体法ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル競争方法ヲ用フルトキ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトトナルトキ又ハ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトニヨリ保険契約者若ハ被保険者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　海上保険事業（船舶又ハ海上運送（之ニ附随スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ除ク以下同ジ）ニ属スル取引ニ付損害保険会社ガ他ノ損害保険会社（外国保険事業者ヲ含ム）ニ出頭ヲ求メラレタル利害関係人出頭ノ期日ニ正当ノ理由ナクシテ出頭セザルトキハ第一項ノ規定ニ依ル当該聴聞ノ請求ヲ取下ゲタルモノト看做ス

主務大臣第三項ノ聴聞ヲ行ヒタル場合ニ於テ当該聴聞ノ請求ニ付理由アリト認ムルトキハ当該聴聞ノ請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ第三項ノ聴聞ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第十二條第三項中第一項ノ規定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二條ノ四第三項ノ聴聞トシ当該保険会社トアルハ之ヲ当該利害関係人及当該聴聞ノ請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社トシ第十二條第四項中当該保険会社又ハ其ノ代理人トアルハ之ヲ当該利害関係人若ハ当該聴聞ノ請求ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五　主務大臣第十二條ノ三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規定ニ該当スルト認ムルトキ其ノ他当該共同行為ガ公益ニ反シ又ハ保険事業ノ健全ナル発達ヲ害スルモノト認ムルトキハ公開ニヨル聴聞ヲ行ヒタル後当該聴聞ニ係ル共同行為ヲ為シタル損害保険会社ニ対シ当該共同行為ノ全部又ハ一部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ聴聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六　損害保険会社ハ第十二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タル共同行為ヲ変更シタル場合亦同ジ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セントスルトキハ予メ公正取引委員会ト協議スルモノトス

第十二條ノ七　第十二條ノ四第五項又ハ第十二條ノ五第一項ノ規定ニ基ク主務大臣ノ処分ハ第十二條ノ三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規定ニ該当スルカ否カニ付テノ公正取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ当該認定ニ基ク私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ニ依ル公正取引委員会ノ権限ノ行使ヲ妨グルモノト解スベカラザルモノトス

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「第十二條ノ二（保険会社の株式保有）」を「第十二條ノ二から第十二條ノ七まで（保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）」に改める。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百五号

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

6　保険料率には、標準となるべき第一項に規定する割合を中心とし、当該割合に対しそれぞれ百分の十以内の引上げ及び引下げを認める範囲料率を含むものとする。

第八條中「利害関係人は」を「会社、保険契約者、被保険者その他の利害関係人（以下「利害関係人」という。）は」に改める。

第九條中「あつてはならず、且つ、会員を拘束するものであつてはならない。」を「あつてはならない。」に改める。

第十條を次のように改める。

（保険料率の認可申請）

第十條　料率団体は、保険料率を算出したときは、その保険料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その認可を受けた保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

2　料率団体は、保険料率について前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に当該保険料率について左に掲げる事項を記載した書類を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

一　予定損害率に関する事項

二　予定事業費率に関する事項

三　保険料率の計算方法に関する事項

四　その他保険料率算出の基礎となつた事項

3　料率団体は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、その認可申請書に係る保険料率及びその認可申請書を大蔵大臣が受理した日を会員（当該保険料率の利用を加入の目的としない会員を除く。以下同じ。）に通知しなければならない。

（利害関係人の審査請求）

第十條の二　会員は、その所属する料率団体が前條第二項の規定により認可を申請した保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

2　会員以外の利害関係人は、前條第二項の規定による認可の申請のあつた保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

3　前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。

4　大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項の期間を延長することができる。

（大蔵大臣の審査）

第十條の三　大蔵大臣は、保険料率について前條第一項の審査請求があつたときは、その申請者及びその者の属する料率団体の理事で当該保険料率の算出について同意したすべてのもの又はこれらの者の代理人の出頭を求め、事情を聴取して審査しなければならない。

2　前項の場合において、同項の請求者又はその代理人が、正当の理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その請求者は、前條第一項の審査請求を放棄したものとみなし、前項の保険料率の算出について同意した理事又はこれらの者の代理人のすべてが正当の理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、第十條第二項の規定による認可申請を取り下げたものとみなす。

3　大蔵大臣は、前條第二項の審査請求があつたときは、公開による聴聞を行い、事情を聴取して審査しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を緊急に認可する必要があると認められる場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が問題とする程度に至らないと認められる場合その他の政令で定める場合においては、公開による聴聞を行わないで、審査することができる。

4　大蔵大臣は、前項の聴聞を行い審査するときは、当該聴聞の期日の二週間前までにその聴聞を行おうとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び当該審査の請求に係る保険料率を算出した料率団体に通知し、且つ、当該聴聞に係る事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

5　前項に規定する者を除く外、第三項の聴聞に参加して意見を述べようとする者は、当該聴聞に関して利害関係を有する理由を記載した文書をもつて、大蔵大臣に申し出なければならない。

6　第三項の聴聞においては、利害関係人に対して、当該聴聞に係る事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

7　大蔵大臣は、第三項の聴聞に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立により又は職権で、利害関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徴し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させることができる。

（保険料率の認可）

第十條の四　大蔵大臣は、第十條の二第一項及び第二項の審査請求がなかつた場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、これを認可しなければならない。前條第一項及び第三項の審査の結果、当該審査請求に係る料率団体の算出した保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときも、同様とする。

2　料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3　大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。

（保険料率の不認可の通知及び再検討の命令）

第十條の五　大蔵大臣は、前條第一項の場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

2　大蔵大臣は、第十條の三第一項又は第三項の審査の結果、当該審査の請求者が不服に正当の理由があると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率団体に対し、当該審査の申請に係る保険料率の算出について再検討すべきことを命じなければならない。

（認可した保険料率の変更命令）

第十條の六　大蔵大臣は、第十條の四第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた條件の当該認可後の変更により第九條に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に対し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更をなすべきことを命じなければならない。この場合において当該料率団体は、第十條第一項後段の規定により当該保険料率の変更の認可申請をしなければならない。

（保険料率遵守義務）

第十條の七　会員は、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率を守らなければならない。

（特別保険料率）

第十條の八　会員は、その会員の行う保険事業の事業費率その他保険料率の算出の基礎となる條件に特別の事情があるときは、前條の規定にかかわらず、保険料率の算出の基礎を同じくする保険の目的について、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率に対し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができる。

2　会員は、前項の特別保険料率を使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の保険の目的の範囲に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

（特別保険料率の認可申請、審査の請求及び審査）

第十條の九　会員は、前條の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2　会員は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日をその所属する料率団体に通知し、且つ、これらの事項を公告しなければならない。

3　第十條の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により認可申請した保険料率についての審査の請求に、第十條の三第三項から第七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合においてこれを準用する。この場合において、第十條の二第二項中「会員以外の利害関係人」とあるのは、「利害関係人」と読み替えるものとする。

（特別保険料率の認可）

第十條の十　大蔵大臣は、前條第一項の規定による認可申請書を受理した日後二週間内に同條第三項において準用する第十條の二第二項の審査の請求がなかつた場合において、前條第一項の規定による認可の申請について正当の理由があると認めるときは、遅滞なく、一年内の期間を付して当該申請に係る特別保険料率を認可しなければならない。前條第三項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該審査の請求に係る特別保険料率の認可の申請について正当の理由があると認めるときも、同様とする。

2　会員が、前項の特別保険料率の認可を受けたときは、当該特別保険料率について保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3　大蔵大臣は、前條第一項の特別保険料率の認可の申請について正当の理由がないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、当該特別保険料率を認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

4　第十條の四第三項の規定は、第一項の認可にこれを準用する。

（利害関係人の再審査請求及び再審査）

第十條の十一　利害関係人は、第十條の四第一項又は前條第一項の規定により認可を受けた保険料率について不服がある場合には、当該認可に係る第十條の四第三項（前條第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日後二週間内に大蔵大臣に不服を申し立て、当該保険料率について再審査を請求することができる。

2　第十條の二第三項及び第四項の規定は、前項の再審査の請求に、第十條の三第三項（但書を除く。）から第七項までの規定は、当該再審査の請求があつた場合において、第十條の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十條の十一第二項」と読み替えるものとする。

（再審査に伴う大蔵大臣の処分）

第十條の十二　大蔵大臣は、保険料率について前條第一項の再審査の請求があつた場合において、同條第二項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由があると認めるときは、当該保険料率の認可を受けた料率団体又は全員に対し当該保険料率を変更すべきことを命じなければならない。

2　料率団体が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その料率団体に属する会員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなし、会員が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その会員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3　大蔵大臣は、前條第一項の再審査の請求があつた場合において、同條第二項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由がないと認めるときは、当該請求の棄却の決定をなし、理由を記載した書面をもつて当該審査の請求者に対して通知しなければならない。

（訴の提起）

第十條の十三　この法律の規定に基く大蔵大臣の処分に対し不服がある者は、その処分に関し大蔵大臣の行つた事実の認定及び法律の適用につき、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、裁判所に訴を提起することができる。

第十二條中「定款」を「命令」に改める。

第十四條第一項中「他の法令」を「この法律」に改め、「大蔵大臣の発する命令」の下に「若しくは他の法令」を加える。

第二十六條第二号を削り、同條第一号を同條第三号とし、同條第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　第十條の五第二項、第十條の十二第一項又は第十四條の規定による命令に違反した者

二　第十條の六の規定に違反して認可申請をしなかつた者

第二十八條中「損害保険料率算出団体」を「料率団体」に改め、同條第四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。

四　第十條第三項の規定に違反したとき。

本則中第二十八條の次に次の一條を加える

第二十八條の二　第十條の九第二項の規定による通知若しくは公告をなすことを怠り、又は不正の通知若しくは公告をなした会員は、これを五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛
内閣総理大臣　吉田　茂

政令

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十三号

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）第一條、第二條第二項及び第四條の規定に基き、この政令を制定する。

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の施行に関する政令（昭和二十五年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号に次の但書を加える。

但し、公務上負傷し、又は疾病にかかり長期の休養を要するため休職にされている者及び大学以外の学校の校長又は教員で結核性疾患にかかり長期の休養を要するため休職にされている者を除く。

第三條第三号中「、食事手当及び宿舎手当」を「及び営外給」に改める。

附則に次の一項を加える。

3　市町村警察の職員である者が、警察法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百三十三号）の施行に伴い、引き続き国家地方警察の職員となつた場合においては、その者

がその国家地方警察の職員となつた年におけるその者に対する年末手当の支給については、その者がその年において市町村警察の職員として在職した期間（その者がその期間内において第一條第三号から第五号までに掲げる者に準ずる者に該当していた期間を除く。）は、同條各号に定める国家公務員以外の国家公務員として在職した期間とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　大橋　武夫
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　橋本　龍伍
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛
郵政大臣　佐藤　栄作
電気通信大臣　佐藤　栄作
労働大臣　保利　茂
建設大臣　野田　卯一
経済安定本部総裁　吉田　茂

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号に次のように加える。

22　ガラス製光玉（球形のものに限る。）

別表第一第十八号中「（家庭用ミシンを除く。）」を削り、同表第二十号の二を次のように改める。

二十の二　食料水産物

1　まぐろ類のかん詰

2　冷凍まぐろ類及び冷凍めかじき

別表第一中第二十号の四を第二十号の五とし、第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十の四　ゆり根

附　則

この政令は、昭和二十六年十二月十五日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
厚生大臣　橋本　龍伍
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛

規　則

◉地方財政委員会規則第二十号

地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六條第二項の規定に基いて市町村に対し概算交付すべき昭和二十六年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則を左の通り定める。

昭和二十六年十二月十日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

市町村に対し概算交付すべき昭和二十六年度分の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則

（概算交付額の総額）

第一條　地方財政委員会は、昭和二十六年十二月中において昭和二十六年度分の地方財政平衡交付金（以下「交付金」という。）のうち五十八億九千三百八十三万四千円を市町村に対し概算交付する。

（概算交付額）

第二條　市町村に対して概算交付すべき交付金の額は、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六條第一項の規定にかかわらず、当該市町村について昭和二十六年十月又は十一月において各地方団体に交付すべき昭和二十六年度の地方財政平衡交付金の額の特例に関する規則（昭和二十六年地方財政委員会規則第十七号）に基いて算定された基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額から既に概算交付した額を控除した額以内とする。但し、本年度における地方税の収入見込額が著しく増加すると認められる地方団体については、これに対して交付せず、又は交付すべき交付金の額を地方税収入見込額の変化に見合うように減少することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◉外国為替管理委員会規則第十二号

外国為替銀行等の報告に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

外国為替管理委員会委員長代理　奥村竹之助

第三條本文中「作成し、」の次に「第二号に掲げるものについては、当該取引を行つた日から十二日を経過する営業日までに、第二号以外の各号に掲げるものについては、」を加え、次の但書を加える。

但し、第二号に掲げるものであつて、輸出代金につき取立の委託を受けた場合に係るものについては、取立代金に相当する円貨代り金を顧客に支拂つた日から十二日を経過する営業日までに提出するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

◉総理府告示第三百九十一号

国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第十條第一項の規定に基き、昭和二十六年十二月四日、特定地域を次のとおり指定した。

昭和二十六年十二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

特定地域名及び区域

地域名	都道府県名	区市郡名	町村名
阿仁田沢	秋田県	仙北郡	檜木内村、田沢村、西明寺村、生保内村、神代村、角館町
		北秋田郡	前田村、阿仁合町、大阿仁村、上小阿仁村
最上	山形県	新庄市	全域
		最上郡	全域
北上	岩手県	一関市	全域
		盛岡市	全域
		和賀郡	全域
		稗貫郡	全域
		胆沢郡	全域
		江刺郡	全域
		紫波郡	全域
		東磐井郡	全域
		気仙郡	全域
		西磐井郡	全域
		上閉伊郡	遠野市、綾織村、小友村、鱒沢村、宮守村、達曾部村、松崎村、青笹村、附馬牛村、上郷村、土淵村
	宮城県	石巻市	全域
		古川市	全域
		登米郡	全域
		栗原郡	全域
		遠田郡	全域
		玉造郡	全域
		志田郡	全域
		加美郡	全域
		黒川郡	全域
		本吉郡	全域
		牡鹿郡	全域
		桃生郡	沼宮内町、澁民村、玉山村、川口村、御堂村、平館村、大更村、松尾村、田頭村、西山村、御所村、明神村、滝沢村、巻堀村、簗川村、一方井村、太田村、蔵川村、寺田村、二俣村、大谷地村、桃生村、中津山村、橋浦村、鹿又村、前谷地村、須江村、北淵村、広淵村、大塩村、小野村、赤井村、飯野川町、矢本町、稲井村、柳津町、蛇田村、横山村
		柳津町	全域
		志田郡	全域
		加美郡	全域
		玉造郡	全域
		栗原郡	全域
		登米郡	全域
		古川市	全域
		石巻市	全域
只見	福島県	南会津郡	全域
		大沼郡	全域
		耶麻郡	全域
		河沼郡	全域
		東蒲原郡	全域
		岩瀬郡	全域
		田村郡	全域
		安積郡	全域
		安達郡	全域
		伊達郡	全域
		信夫郡	全域
		福島市	全域
		相馬郡	全域
		双葉郡	全域
		浪江町	全域
		小高町	全域
		原町市	全域
		相馬市	全域
		新地町	全域
		亘理郡	全域
		伊具郡	全域
		角田市	全域
		白石市	全域
		刈田郡	全域
		柴田郡	全域
		宮城郡	全域
		名取郡	全域
		仙台市	全域
		黒川郡	大和町、吉岡村、鶴巻村、富谷村、大衡村、大郷村、中新田村、宮床村、鳳凰村、小野田村、嶺村、色麻村、鳴子村、尾花沢村、鳥海村、真室川村、金山村、最上村、舟形村、戸沢村、大蔵村、肘折村、新庄市、萩野村、升形村、角川村、福原村、泉田村、本合村、東村、瀬見村、長沢村、小国村、白鷹村、飛島村、櫛引村、朝日村、温海村、鼠ヶ関村、関川村、高根村、荒川村、上郷村、大川村、三川村、鶴岡市、藤島村、羽黒村、櫛引村、湯殿山村、月山村、大山町、西郷村、東郷

◉電波監理委員会告示第二千二百三十六号

海士町漁業協同組合所属輪島固定局の呼出符号は、昭和二十六年十一月六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第九五三四号
二 免許人の名称 海士町漁業協同組合
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 公衆通信の託送に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属の舳倉島固定局
六 通信事項 公衆通信の託送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 石川県鳳至郡輪島町字海士町 東経一三六度五四分 北緯三七度二四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 JFD—20 A一 一、八七〇kc 水晶発振 二〇W
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百三十七号

電波法第十七條の規定により、国家公安委員会所属の新潟県警察本部無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年八月二十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第九〇六四号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の東京、栃木、長野、群馬、山梨の各固定局並びに応急用の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 新潟市一番堀通町五九七七番地 東経一三九度〇二分 北緯三七度五五分

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百三十八号

宮崎県所属油津海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一五四号
二 免許人の名称 宮崎県
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 漁船の船舶局
六 通信事項 漁業の指導監督に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十六年十一月三十日
八 設置場所 日南市油津町県有埋立地 東経一三一度二四分 北緯三一度三五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JFP A一、A二、A三 三、九〇五、七〇〇、五七〇、五二〇、六二〇、九五五、三、七〇〇kc 水晶発振 第一装置 A二、A三 終段抑制格子変調 A一 但し、五〇〇W、三、七〇〇kc は一〇〇W A二、A三 二五〇WW

十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会委員長 富安 謙次

北九州	福岡県	門司市	全域
		小倉市	全域
		戸畑市	全域
		八幡市	全域
		若松市	全域
		直方市	全域
		飯塚市	全域
		田川市	全域
	遠賀郡		全域
	阿蘇郡		全域
	熊本県		
	菊池郡		全域
	阿蘇郡		全域
	山口県	下関市	全域
		上関町	全域
		下関市	全域
		京都郡	全域
		嘉穂郡	全域
		鞍手郡	全域
		田川郡	全域
	旭村、水源村、河原村、野村、北忠岳村、		
	大分県	直入郡	全域
	玖珠郡		全域
		上益城郡	平真城村、大津町、瀬田村、護川村、陣内村
			七滝村、小峯村、河原村、中島村、浜町、御岳村、名連川村、朝日村
			全域
	飯田村、南山田村、		
	南九州	鹿児島県	肝属郡	全域
			熊毛郡	全域
		大分郡	全域
		大野郡	全域
		野上町	全域
		阿蘇野村	全域
		小富士村、上緒方村	全域
	対馬	宮崎県	始良郡	全域
	長崎県		霧山町	全域
		日南市	全域
		都城市	全域
	下県郡	上県郡	全域
		北諸県郡	全域
		南那珂郡	全域

◉電波監理委員会告示第二千二百三十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第九百九号宮崎県漁業無線協会所属油津海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

第九項を次のように改める。

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JFP A一、A二、A三 一、五七〇、六二〇、九五五、三、七〇〇kc 水晶発振 第一装置 A二、A三 終段抑制格子変調 A一 但し、五〇〇W、三、七〇〇kc は一〇〇W A二、A三 二五〇WW

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百四十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第九百六十八号第七十一報告丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年六月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

第八項中「第七十一報国丸」を「平洋丸」に改める。

第九項中呼出名称「だいしちじゆういちほうこくまる」を「へいようまる」に改める。

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百四十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月二十六日 第七五四九号
二 免許人の名称 東北振興水産株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 八戸、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年七月二十五日
八 設置場所 第百八振興丸(主たる停泊港 八戸)
九 呼出名称 だいひやくはちしんこうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六一〇、六二〇、六五〇、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百四十二号

第八広漁丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五一一七号
二 免許人の氏名 大西為市
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 室戸
九 呼出符号及び呼出名称 JDHN だいしちこうりようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 一、九〇五、三、九五五、五、七〇〇、五二〇、六二〇、九五五、四、四〇〇、七八五kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二 六〇WW A三 二五WW

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月十八日 第六五六七号
二 免許人の氏名 中村源市
三 無線局の種別 船舶局

◉電波監理委員会告示第二千二百三十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第九百九号宮崎県漁業無線協会所属油津海岸局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

第九項を次のように改める。

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JFP A一、A二、A三 一、五七〇、六二〇、九五五、三、七〇〇kc 水晶発振 第一装置 A二、A三 終段抑制格子変調 A一 但し、五〇〇W、三、七〇〇kc は一〇〇W A二、A三 二五〇WW

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百四十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第九百六十八号第七十一報告丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年六月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

第八項中「第七十一報国丸」を「平洋丸」に改める。

第九項中呼出名称「だいしちじゆういちほうこくまる」を「へいようまる」に改める。

電波監理委員会委員長 富安 謙次

◉電波監理委員会告示第二千二百四十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月二十六日 第七五四九号
二 免許人の名称 東北振興水産株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 八戸、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年七月二十五日
八 設置場所 第百八振興丸(主たる停泊港 八戸)
九 呼出名称 だいひやくはちしんこうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六一〇、六二〇、六五〇、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十二号

第八広漁丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五一一七号
二 免許人の氏名 大西為市
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 室戸
九 呼出符号及び呼出名称 JDMT だいはちこうりようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

A一 一、九〇五、三、九五五、五、七〇〇、五二〇、六二〇、九五五、四、四〇〇、七八五kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二 六〇WW A三 二五WW

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十三号

第七広漁丸無線局の呼出符号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇八三号
二 免許人の氏名 大西為市
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 室戸
九 呼出符号及び呼出名称 JDHN だいしちこうりようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 一、九〇五、三、九五五、五、七〇〇、五二〇、六二〇、九五五、四、四〇〇、七八五kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二 六〇WW A三 二五WW

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月十八日 第六五六七号
二 免許人の氏名 中村源市
三 無線局の種別 船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　奈良尾、館浦の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十七日
八　設置場所　室洋丸(主たる停泊港　奈良尾)
九　呼出名称　なかむらほうようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、四五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十五号

第五勢旺丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月三日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇五七号
二　免許人の氏名　中谷豊喜
三　無線局の種別　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四　無線局の目的　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
五　通信の相手方　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
六　通信事項　昭和二十八年五月三十一日
七　免許の有効期限　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第五勢旺丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JHGQ　だいこせいおうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　七〇〇、五二〇kc　三、五七五kc　主発振　A二、終段抑制
A一、A二　水晶発振　A一、A二　格子変調
一、五〇〇kc　一、七〇〇kc　九、五七五kc　一〇〇W
A一、A二、A三　一、六二〇kc　一、九〇五kc
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年九月十三日　第六五六六号
二　承認を受けた者　長崎県
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎県所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業の指導監督及び船舶の航行に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年九月十二日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　海王丸(主たる停泊港　長崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JLDE　ながさきけんかいおうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　一、九三〇kc　二、四五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　A二　リップル変調
A三　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇〇W　二〇〇W
A三
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十一日　第六五六二号
二　免許人の名称　鹿児島県鰹鮪漁業協同組合
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　枕崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十日
八　設置場所　第十南海丸(主たる停泊港　串木野)
九　呼出符号及び呼出名称　JBER　だいじゅうなんかいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　一、九三〇kc　二、四五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　A二　リップル変調
A一、A二、A三　一、九〇五kc　一、七五〇kc　三、七〇〇kc　五、五二〇kc　終段抑制格子変調　A一、A二　一二五W
A三　但し、三、七〇〇kcは一〇〇W
A一
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十八号

かわせみ無線局の周波数は、昭和二十六年七月十六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三二六八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属舞鶴海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　かわせみ(主たる停泊港　舞鶴)
九　呼出符号及び呼出名称　JQUY　じゅんしせんかわせみ
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六二〇kc　六八〇kc　九五〇kc　一、二〇〇kc　一、五〇〇kc　一、六〇〇kc　一、九〇〇kc　二、四五〇kc　二、六五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調
A一　A二　A三　一　二　五　WWW
A一、A二、A三　一、二、四〇〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百四十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年十二月八日　第五一三三号
二　免許人の氏名　岡崎春一
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　昭和三十年十二月七日
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　蛭子丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JKMV　おかざきえびすまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　三、七〇〇kc　A二　二、五七〇kc　二、九〇〇kc　A一、A二　二、六〇五kc　A二、二、九五〇kc　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調
A一　A二　A三　一　二　五　WWW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年一月十七日　第五一三三五号
二　免許人の氏名　安東直馬
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年一月十六日
八　設置場所　第二盛進丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JHT　おかざきえびすまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A二　A三　一、六二〇kc　一、九五〇kc　二、四四〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二百九十号の無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月二十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
第九項を次のように改める。
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JHT　A一、A二、A三　一、五七〇kc　一、六二〇kc　二、四四〇kc　二、七八五kc　水晶発振　第一装置　終段抑制格子変調　第二装置　終段陽極変調
A一　A二　A三　一　二〇〇　七〇〇　五〇〇　WWW

◉電波監理委員会告示第二千二百五十二号

第二復興丸無線局の周波数は、昭和二十六年四月八日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一四三号
二　免許人の名称　大栄漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の無効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二復興丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JEXQ　だいにふくこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三、七五kc　四二五kc　五七〇kc　五八〇kc　六二〇kc　六八〇kc　九五〇kc　一、二〇〇kc　一、五〇〇kc　一、六〇〇kc　一、九〇〇kc　二、四五〇kc　二、七八五kc　第一、第二装置　水晶発振　第一、第二装置　リップル変調　終段抑制格子変調
A一、A二、A三　A一、A二　短波は一二五W　但し、一〇W
A三　但し、一、六一〇kcは一三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十三号

空知丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年五月十三日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四二七号
二　免許人の名称　三井船舶株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、三井船舶株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　空知丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JFQC
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　主装置　A一　A一、A二　水晶発振　A一、A二　主発振　A二　リップル変調　二五〇W
　補助装置　A一、A二　主発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第二千二百五十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一五六三号
二　免許人の氏名　川崎房吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　茨城県漁業協同組合連合会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　幸平丸（主たる停泊港　那珂湊）
九　呼出符号及び呼出名称　JJGA　こうへいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A一、A二、A三　水晶発振　A二、A三　終段陽極変調　A一　五〇W　A二　三〇W　A三　二五〇W
　A一、A二　水晶発振　A一、A二　終段陽極変調　A一　六五〇W　A二　九五〇W　A三　五七〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月四日　第四二六三号
二　免許人の名称　協栄水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、協栄水産株式会社所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月三日
八　設置場所　第三明栄丸（主たる停泊港　関門港下関区）
九　呼出符号及び呼出名称　JGVW　きようえいだいさんみようえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　A一　二五〇W　A二　一〇〇W
　A一、A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　二五〇W　A三　一〇〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉大蔵省告示第千八百八十七号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十四條第一項の規定により、両替業務を営むことについて次のとおり認可した。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

名称	業務の内容	営業所名	所在地	業務開始期日	認可年月日
徳山通運株式会社	外国通貨の売買及び外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手の買入	徳山通運株式会社	山口県徳山市字徳山千六百七十一番地	昭和二十六年十一月十一日	昭和二十六年十一月二十八日
戸倉武雄	同右	トクラ時計店	山口県下松市旭町	同右	同右

◉大蔵省告示第千八百八十八号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、エフ・ジー・セール（東京都千代田区丸の内二丁目十四番地）が有する左の財産に関する管理人（東京信託銀行株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目一番地）を昭和二十六年十二月三日に解任した。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量
株式会社セール商会株式（額面株式、券面額百円）	百七十株

◉大蔵省告示第千八百八十九号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、エフ・エヌ・エス・ルーソンゴワー（東京都千代田区丸の内二丁目十四番地）が有する左の財産に関する管理人を昭和二十六年十二月六日に解任した。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	管理人
日産興業株式会社株式（額面株式、券面額五十円） 大日本製糖株式会社株式（額面株式、券面額五十円）	二百七十株	東京都千代田区丸の内二丁目六番地 日信託銀行株式会社
清紡績株式会社株式（額面株式、券面額五十円）	百一株	東京都中央区日本橋本石町二丁目二番の一 日本銀行

◉大蔵省告示第千八百九十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十二回阿波商七福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十二回阿波商七福定期預金
二　(一)契約期間　六月
　(二)預入金額　一口千円
　(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特等	一本
一等	一〇〇,〇〇〇円　一
二等	一〇,〇〇〇　一〇
	一〇〇　三〇

◉大蔵省告示第千八百九十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、名古屋信用金庫第十一回にこにこ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　名古屋信用金庫第十一回にこにこ定期預金
二　(一)契約期間　六月
　(二)預入金額　一口千円
　(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特賞は、にこにこ賞のうちから定める。

等級	割増金当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円　五
にこにこ賞	五、〇〇〇　三
一等	一、〇〇〇　四
二等	三〇〇　四〇
三等	一〇〇　四〇〇
四等	一〇〇　四、〇〇〇
五等	二〇　三五、五五二
計	四〇、〇〇〇
五　抽せん期日	昭和二十七年二月九日
六　拂開始期日	割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月九日
七　印紙税	預金証書の印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千八百九十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、岡崎信用金庫第六回割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　岡崎信用金庫第六回割増金附定期積金
二　(一)契約期間　一年
　(二)給付金額　一口一万二千円
　(三)掛金の金額及び回数　千円　十二回
　(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
三　取扱の時期　第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。昭和二十六年十二月十日から同二十七年二月九日まで。
四　割増金　抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金当せんの数
(一)第一回抽せん	
特賞	一〇〇,〇〇〇円　一本
一等	一〇,〇〇〇　五
二等	一,〇〇〇　五〇
三等	五〇〇　一五〇
四等	二〇〇　一,〇〇〇
五等	一〇〇　三,七九四
幸運賞	五,〇〇二
計	
(二)第二回抽せん	
特賞	五〇,〇〇〇円　一本
一等	五,〇〇〇　五
二等	二五〇　一〇〇
三等	五〇　一,〇〇〇
幸運賞	一〇〇　一
計	一,一〇七
五　抽せん期日	組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　拂開始期日	当せん決定後十日を経過した日

◉大蔵省告示第千八百九十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、岡崎信用金庫第九回頼母子定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　岡崎信用金庫第九回頼母子定期預金
二　(一)契約期間　六月
　(二)預入金額　一口千円
　(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十日から同二十七年二月九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて、一組と

し、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定め、幸運賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	三
二等	五、〇〇〇	六
三等	二〇〇	一〇〇
四等	五〇	一〇、〇〇〇
五等	二〇	八九、八九〇
幸運賞	八〇〇	一〇
計		一〇〇、〇一〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十六日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月十一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千八百九十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、横浜興信銀行第十四回福祿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 横浜興信銀行第十四回福祿定期預金

二 條件

(イ)契約期間 六月

(ロ)預入金額 一口千円

(ハ)利息 付ない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十日から同二十七年一月三十一日まで。

四 割増金 星組、月組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、一等のうちから定める。

(イ)星組

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	四
二等	五〇、〇〇〇	五
三等	一〇、〇〇〇	五〇
四等	九〇〇	五〇
五等	一〇〇	五、〇〇〇
六等	四〇	五〇、〇〇〇
七等	一七	四四四、四四〇
計		五〇〇、〇〇〇

(ロ)月組

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	六〇〇	五〇
三等	二〇〇	二、〇〇〇
四等	六〇	一〇、〇〇〇
五等	三〇	一〇〇、〇〇〇
六等	二〇	三八七、四九五
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月九日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千八百九十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第十六回北越銀行たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第十六回北越銀行たから定期預金

二 條件

(イ)契約期間 六月

(ロ)預入金額 一口千円

(ハ)利息 付ない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十二日から同二十七年一月三十一日まで。

四 割増金品 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等甲賞は、特等乙賞のうちから定める。

等級	割増金品	当せんの数
特等甲賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等乙賞及びミシン	二、〇〇〇円 一台	四
一等	一、〇〇〇円	五〇
二等	三〇〇円	二五〇
三等	一〇〇円	五、〇〇〇
四等	五〇円	五〇、〇〇〇
五等	二〇円	四四四、六九五
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十五日

六 割増金品の支拂開始期日 昭和二十七年二月二十二日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千八百九十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、神戸銀行創立十五周年記念第十六回幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 神戸銀行創立十五周年記念第十六回幸運定期預金

二 條件

(イ)契約期間 六月

(ロ)預入金額 一口千円

(ハ)利息 付ない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十二日から同二十七年一月十一日まで。

四 割増金品 月組、星組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定め、十五周年記念賞は、重複当せんを認める。

(イ)月組

等級	割増金品	当せんの数
幸運賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇円	九
二等	一〇、〇〇〇円	五〇
三等	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四等	一〇〇円	一〇、〇〇〇
五等	二五円	一〇〇、〇〇〇
六等	一〇円	八八八、九四〇
十五周年記念賞 手さげ金庫	一個	二〇〇
計		一、〇〇〇、一〇〇

(ロ)星組

等級	割増金品	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇円	九
二等	一〇、〇〇〇円	一〇〇
三等	一〇〇円	一〇、〇〇〇
四等	六〇円	二〇、〇〇〇
五等	三〇円	一〇〇、〇〇〇
六等	二〇円	七六九、八九〇
十五周年記念賞 手さげ金庫	一個	二〇〇
計		一、〇〇〇、一〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十二日

六 割増金品の支拂開始期日 昭和二十七年三月三日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千八百九十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、宇都宮信用金庫共組たのしみ積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十二月十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 宇都宮信用金庫共組たのしみ積金

二 條件

(イ)契約期間 定期積金 一年

(ロ)給付金額 一口二千四百円

(ハ)掛金の金額及び回数 二百円 十二回

(ニ)抽せん権 全掛金拂込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附與する。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月二十五日まで。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	五〇〇	二〇
四等	五〇	二〇〇
五等	二五	一、七七七
計		二、〇〇〇

五 抽せん期日 組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六 割増金の支拂開始期日 当せん決定後五日を経過した日

◉厚生省 農林省 通商産業省告示第十号

昭和二十五年六月農林省告示第一号(輸出品取締法に基く第三條輸出品の指定等に関する件)の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月十日から施行する。

昭和二十六年十二月十日

厚生大臣 橋本 龍伍
農林大臣 根本龍太郎
通商産業大臣 高橋龍太郎

Aの九 工具の項中「(ロ)超硬バイト 同右四一〇二」を「(ハ)超硬バイト 同右四一〇二とする。」に改め、以下順次繰り下げ、(ヘ)バイブレンチの次に次のように加える。

(ホ)ベンチ 同右四六二六(一九五〇)とする。
(ヘ)丸ベンチ 同右四六二七(一九五〇)とする。
(ト)ニッパ 同右四六二八(一九五〇)とする。

D 農林水産物の項(三)かん詰、びん詰及びつぼ詰の別表かん詰中「白魚(しらす)水煮(四号 七号)」を「白魚(しらす)水煮(四号 七号)」に、「みかんシラップつけ(二号 四号 五号 七号 果実七号)」を「みかんシラップつけ(二号 四号 五号 七号 果実七号)」に改める。

白魚(しらす)水煮 四号	二六〇	四二五
白魚(しらす)水煮 七号	一八〇	二九〇

みかんシラップつけ 二号	五四〇	三〇〇
みかんシラップつけ 四号	三〇〇	二〇〇
みかんシラップつけ 五号	二〇〇	一九〇
みかんシラップつけ 七号	一九〇	一五〇
みかんシラップつけ 果実七号	一五〇	二四〇

D 農林水産物の項(三)木箱仕組板から(三)インチ製材までを次のように改める。

(三)大箱仕組板

等級を特級、一級、二級及び三級に区分し、その標準は、次の通りとする。

事項	特級	一級	二級	三級
等級	特級	一級	二級	三級
節	長径一インチ以下で仕組板一面ごとに四個以下のもの	長径二インチ以下で仕組板一面ごとに四個以下のもの	長径三インチ以下で仕組板一面ごとに四個以下のもの	長径三インチ以下で仕組板一面ごとに四個以下のもの
生節	ないもの	ないもの	仕組板の端から一インチ以内にないもの	仕組板の端から一インチ以内にないもの
抜節、腐節、抜け易い節	仕組板の端にある節	仕組板の端から一インチ以内にないもの	長径一インチ以下で仕組板一面ごとに四個以下のもの。但し、のりづけ及び波くぎ止めをしたものに限る。	長径二インチ以下で仕組板一面ごとに四個以下のもの。但し、のりづけ及び波くぎ止めをしたものに限る。
腐れ、材面のかけ、穴、きずやにつぼ	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの
入皮	ないもの	ないもの	軽微なもの	軽微なもの
曲り、反り	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの
丸身	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの
割れ	ないもの	ないもの	ないもの	ないもの
変色	ないもの	軽微なもの	軽微なもの	軽微なもの
虫わ目	ないもの	軽微なもの	ないもの	ないもの
食て	ないもの	軽微なもの	軽微なもの	軽微なもの
逆目、はぎ離れ、目違い、かんな焼け、けずりのこし、粗雑なひきはだ	ないもの	軽微なもの	軽微なもの	軽微なもの
その他の欠点	ないもの	軽微なもの	顯著でないもの	顯著でないもの
仕上げ	仕上げを必要とするものは、各仕組板の片面をかんなで平滑に仕上げたもの	仕上げを必要とするものは、各仕組板の片面をかんなで平滑に仕上げたもの	仕上げを必要とするものは、各仕組板の片面をかんなで平滑に仕上げたもの	仕上げを必要とするものは、各仕組板の片面をかんなで平滑に仕上げたもの
標準寸法及び寸法の許容限度	別記二による。	別記二による。	別記二による。	別記二による。
含水率	一八%以下のもの	一八%以下のもの	一八%以下のもの	一八%以下のもの

(注)
1 本表の等級標準に適合しないものは、三級とする。
2 本表の等級標準における欠点等の測定方法は、別記一による。

昭26.12.10.　第7477号

別記一　等級標準における欠点等の測定方法

事項	測定方法
生節	1 節の大きさは、その長径による。但し、その長径が規定の限度の二分の一以下のときは、二個をもつて一個とみなす。 2 抜けるおそれのない死節は、生節とみなす。 3 長径が短径の三倍以上の流節は、その長径の二分の一の長径の節とみなす。 4 長径¼インチ以下の節は、欠点とみなさない。
含水率	含水率の測定は、全乾重量法により、左の式によつて決定する。 $含水率(\%)=\frac{W_1-W_2}{W_2}\times100$ W_1＝乾燥前の重量 W_2＝全乾重量

別記二　標準寸法及び寸法の許容限度（特別受注の場合には、本表は適用しない。）

区分		厚（インチ）	幅（インチ）大型	幅（インチ）小型	長（インチ）大型	長（インチ）小型	一組所要枚数
天側	地板	1/2	19	17	24	17	2
妻	板	1/2	18	16	24	17	2
許容限度	(イ)	1/32	(イ) 1/16		(イ) 1/16		

（注）
1 仕上げた箱の外法寸法は、大型は長二四インチ、幅一九インチ、高一九インチとし、小型は長、幅及び高とも一七インチとする。
2 はぎ合せをするものは、二枚又は三枚はぎ（一枚の板幅は三インチ以上）とし、使用の際支障のない強度のものでなければならない。但し、斜めはぎ（たけのこはぎ）をしてはならない。
3 ほぞ組は、完全組立可能のものとする。

(四)フローリング

等級を特級、一級、二級及び三級に区分し、その標準は、次の通りとする。

事項	等級 特級	一級	二級	三級
節、節に準ずる欠点	表面	ないもの	長径¾インチ以下で平方フィート当り二個以下のもの	長径¾インチ以下で平方フィート当り一個以下のもの
	他面	長径¾インチ以下で平方フィート当り二個以下のもの	長径½インチ以下で平方フィート当り一個以下のもの	長径½インチ以下で平方フィート当り一個以下のもの
曲り、反り、幅反り、重曲、波反り、ねじれ		ないもの	表面になく、他面では軽微なもの	表面になく、他面では顕著でないもの
丸身		表面になく、他面では軽微なもの	表面になく、他面では顕著でないもの	表面になく、他面では顕著でないもの
雄実のかけ		一〇%以下のもの	四〇%以下のもの	四〇%以下のもの
白太（ならに限る。）		表面は一〇%以下のもの	表面は三〇%以下のもの	表面は五〇%以下のもの
偽心材（ぶなに限る。）		みにくくないもの	みにくくないもの	みにくくないもの
割れ		ないもの	表面になく、他面では軽微なもの	表面は軽微なもので、他面では顕著でないもの
変色		表面になく、他面では軽微なもの	表面は軽微なもので、他面では顕著でないもの	表面は軽微なもので、他面では顕著でないもの

事項	等級 特級	一級	二級	三級
な目	ないもの	軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの
わ	食ないもの	表面になく、他面では軽微なもの	表面になく、他面では軽微なもの	顕著でないもの
逆目、けずりあと、目違い、けずりのこし、かんな焼け、仕上げの粗雑		表面になく、他面では軽微なもの	表面になく、他面では軽微なもの	顕著でないもの
その他の欠点		表面になく、他面では極めて軽微なもの	表面になく、他面では軽微なもので、他面は顕著でないもの	顕著でないもの

別記一　等級標準における欠点等の測定方法

事項	測定方法
節	1 節の大きさは、その長径による。但し、その長径が規定の限度の二分の一以下のときは、二個をもつて一個とみなす。 2 抜けるおそれのない死節は、生節とみなす。 3 他材面に貫通しない抜節、腐節又は抜け易い節は、その長径の四倍の長径の節とみなす。 4 他材面に貫通した抜節、腐節又は抜け易い節は、その長径の四倍の長径の節とみなす。 5 長径が短径の三倍以上の流節は、その長径の二分の一の長径の節とみなす。 6 長径¼インチ以下の葉節は、欠点とみなさない。
節に準ずる欠点	1 腐れ、材面のかけ又は穴は、その長径の二倍の長径の節とみなす。 2 かなすじ、やにつぼ又は入皮は、その長径の二分の一の長径の節とみなす。但し、その幅が⅛インチ以下のものは、その長径の四分の一の長径の節とみなす。
雄実のかけ	かけの長又は幅の雄実の長又は幅に対する百分率で表わす。
白太	健全な白太に限り、白太面積の板面積に対する百分率で表わす。
含水率	含水率の測定は、全乾重量法により、左の式によつて決定する。 $含水率(\%)=\frac{W_1-W_2}{W_2}\times100$ W_1＝乾燥前の重量 W_2＝全乾重量

別記二　標準寸法及び寸法の許容限度（特別受注の場合には、本表は、適用しない。）

区分	厚（インチ）	幅（インチ）	長（インチ）
フローリング・ボード	3/8	5/8	2
フローリング・ブロック	5/8	5/2	2¼
パーケット	3/8	5/8	2½
パーケット・ブロック	5/8	1½	3
		2	3¼
		2¼	3½
		2½	24以上1建のもの
許容限度	(イ) 1/64	（幅及び長とも）	幅の整数倍のもの
		8 3 8	
		10 3¼ 10	
		12 3½ 12	
			フローリング・ボード (ロ) 1/16
			その他のもの (イ) 1/32

（注）
1 フローリング・ブロックにおいて金具打みその加工を施す接合は、こう着、波くぎ止め又はありはぎとする。
2 パーケット・ブロックの接合は、こう着又はありはぎとする。

(二)インチ製材

(イ)平板及び短尺平板

等級を一級、二級、三級及び四級に区分し、その標準は、次の通りとする。

事項	等級 一級	二級	三級	四級
無欠点裁面	1 節及び節に準ずる欠点が左の限度をこえないもの 板面積（平方フィート） 長径（インチ）数 五未満 一 五以上八未満 二 八以上一六未満 一¼ 一六以上 一½ 2 生節以外で他材面に貫通したもののないもの	無欠点裁面の合計面積が板面積の三分の二以上でその数が左の限度をこえないもの 板面積（平方フィート） 長径（インチ）数 八以上一二未満 二 一二以上一六未満 一¼ 一六以上 一½	無欠点裁面の合計面積が板面積の二分の一以上でその数が左の限度をこえないもの 板面積（平方フィート） 長径（インチ）数 五未満 三 五以上八未満 三 八以上一二未満 四 一二以上一六未満 五 一六以上 五	
節、節に準ずる欠点	1 節及び節に準ずる欠点が左の限度をこえないもの 板面積（平方フィート） 長径（インチ）数 五未満 一 五以上八未満 二 八以上一六未満 二 一六以上 三 2 生節以外で他材面に貫通したもののないもの	1 節及び節に準ずる欠点が左の限度をこえないもの (イ)板面積八平方フィート未満のもの 板面積（平方フィート） 長径（インチ）数 五未満 一 五以上八未満 二 八以上一六未満 二½ 一六以上 三 (ロ)板面積が八平方フィート以上のもの 無欠点裁面以外の部分において長径三インチ以下のもの 2 生節以外で他材面に貫通したもののないもの	1 無欠点裁面以外の部分において長径四インチ以下のもの 2 生節以外で他材面に貫通したもののないもの	
曲り	その矢高が左の限度をこえないもの 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 1¾ 六以上八未満 2½ 八以上一〇未満 3⅛ 一〇以上 4¼	その矢高が左の限度をこえないもの 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 1½ 六以上八未満 1¾ 八以上一〇未満 2½ 一〇以上 3¼	その矢高が左の限度をこえないもの 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 1½ 六以上八未満 1¾ 八以上一〇未満 2½ 一〇以上 3¼	
反り、幅反り、ねじれ	ないもの	軽微なもの	顕著でないもの	顕著でないもの
波反り、重曲	ないもの	ないもの	軽微なもの	顕著でないもの
丸身（厚、幅長）	二〇%以下のもの 一〇%以下のもの	五〇%以下のもの 一〇〇%以下のもの	一〇〇%以下のもの 二〇〇%以下のもの	二〇〇%以下のもの 二〇〇%以下のもの
白太（ならに限る。）	板面積の二五%以下で最大白太幅は材幅の三分の一以下のもの	板面積の五〇%以下のもの	制限なし	制限なし
偽心材（ぶなに限る。）	みにくくないもの	制限なし		

事項	等級 一級	二級	三級
木口割れ	五%以下のもの		
目まわり	1 五%以下のもの 2 材面又は側のみに表われたもののないもの		
干割れ	割れの長が板面積の平方フィートの数のインチ以下で、その勾配の高が割れの長の一二分の一以下のもの	一〇%以下のもの 1 一〇%以下のもの 2 材面又は材側のみに表われたもののないもの 割れの長が板面積の平方フィートの数のインチ以下で、その勾配の高が割れの長の一二分の一以下のもの	一〇%以下のもの 1 一〇%以下のもの 2 材面又は材側のみに表われたもののないもの 割れの長が板面積の平方フィートの数のインチ以下で、その勾配の高が割れの長の一二分の一以下のもの
変色、組雑なひきはだ	ないもの	軽微なもの	顕著でないもの
虫食	ないもの	ないもの	顕著でないもの
目切れ	ないもの	ないもの	顕著でないもの
心に近い部分	ないもの	ないもの	顕著でないもの
その他の欠点	ないもの	軽微なもの	顕著でないもの
乾燥	表面の乾燥が充分なもの	表面の乾燥が充分なもの	表面の乾燥が充分なもの

（注）
1 等級の判定は、不良面について行う。
2 本表の等級標準に適合しないものは、四級とする。
3 柾目材とは、斑が表裏いずれかの材面の八〇%以上を占めるものを、又は斑を必要としないものについては材面に対し四五度以内の角度の髓線が材面の八〇%以上を占めるものをいう。
4 本表の等級標準における欠点等の測定方法は、別記による。

(ロ)コフイン、額縁平板、ステップ、ストリップス及び短尺ストリップス

等級をコフイン、額縁平板及びステップでは一級及び二級に、ストリップス及び短尺ストリップスでは一級、二級及び三級に区分し、その標準は、次の通りとする。

事項	等級 一級	二級
コフイン、額縁平板	平板の一級に準ずる。但し、一面無節とし、木口割れのないものに限る。	平板の二級に準ずる。但し、一面無節のものに限る。
ステップ	平板の一級に準ずる。但し、一面無節の平板の一級に準ずる。但し、曲りについては、その矢高が左の限度をこえないものに限る。 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 ¾ 六以上八未満 ½ 八以上一〇未満 ⅜ 一〇以上 ¼	平板の二級に準ずる。但し、生節については、その長径が材幅の四〇%以下で、曲りについては、その矢高が左の限度をこえないものに限る。 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 1¾ 六以上八未満 2½ 八以上一〇未満 3⅛ 一〇以上 4¼
ストリップス、短尺ストリップス	平板の二級に準ずる。但し、木口割れは、材長七フィート未満のものにはなく、材長七フィート以上のものには三%以下のものに限る。 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 ¾ 六以上八未満 ½ 八以上一〇未満 ⅜ 一〇以上 ¼	平板の二級に準ずる。但し、木口割れは、材長七フィート未満のものにはなく、材長七フィート以上のものには三%以下のものに限る。 材長（フィート）矢高（インチ） 六未満 1¾ 六以上八未満 2½ 八以上一〇未満 3⅛ 一〇以上 4¼

（注）
1 等級の判定は、不良面について行う。
2 本表の等級標準に適合しないコフイン、額縁平板及びステップスは、平板として取り扱い、ストリップス及び短尺ストリップスは、三級とする。
3 柾目材は、平板に準ずる。
4 本表の等級標準における欠点等の測定方法は、別記による。

昭26.12.10.　第7477号

(ハ)角物及び短尺角物

等級を一級、二級及び三級に区分し、その標準は、次の通りとする。

事項	等級	一級	二級
節、節に準ずる欠点		長径1¼インチ以下の節の数が左の限度をこえないもの	左の各号の一に適合するもの 1 長二フイート以上の無欠点部分の合計長が材長の三分の二以上のもの。但し、無欠点部分以外の部分には、長径2½インチ以下の節があつてもさしつかえない。 2 三材面無欠点の場合には、他の一材面に、長径1¼インチ以下の節が材長二フイートごとに一個あつてもさしつかえない。
		一辺の長（インチ）　材長八フイート未満	その矢高が左の限度をこえないもの 材長（フイート）　矢高（インチ）
		二未満　材長八フイート以上	六未満　1
		二以上三未満　〃	六以上八未満　¾
		三以上五未満　二一〇〇	八以上一〇未満　½
		五以上　三二一〇	一〇以上　⅜
曲り		その矢高が左の限度をこえないもの 材長（フイート）　矢高（インチ）	その矢高が左の限度をこえないもの 材長（フイート）　矢高（インチ）
		六未満　1	六未満　2½
		六以上八未満　¾	六以上八未満　1
		八以上一〇未満　½	八以上一〇未満　¾
		一〇以上　⅜	一〇以上　½
丸身		一〇%以下のもの	一〇%以下のもの
白太（ならに限る。）		相接する二材面において三〇%以下のもの	三材面において四〇%以下のもの
木口割れ		一〇%以下のもの	一〇%以下のもの
変色		ないもの	顯著でないもの
虫食		ないもの	ないもの
心持ち		ないもの	無欠点部分にないもの
その他の欠点		平板の一級に準ずる。	平板の一級に準ずる。
乾燥		表面の乾燥が充分なもの	表面の乾燥が充分なもの

（注）
1 等級の判定は、四材面について行う。
2 本表の等級標準に適合しないものは、三級とする。
3 本表の等級標準における欠点等の測定方法は、別記による。

(ニ)ポビン材

等級標準は、次の通りとする。

事項	等級	一級
節、節に準ずる欠点		ないもの
曲り		ないもの。但し、材の最小横断面において、辺の欠を補つた方形の各辺を四等分した点を順次結んでできる八角形の外部にあるものは、さしつかえない。
丸身		ないもの。但し、材の最小横断面における方形の各辺を四等分した点を順次結んでできる八角形の外部にあるものは、さしつかえない。
木口割れ、目まわり、干割れ		ないもの。但し、材の最小横断面における方形の各辺を四等分した点を順次結んでできる八角形の外部にあるものは、さしつかえない。
変色		ないもの
虫食		ないもの

事項	等級	上級	並級
木口割れ		1 木口割れは、割れの長の材長に対する百分率で表わす。木口割れが同一端に二個以上あるときはその最長のものを、各端にあるときは各端における最長のものの和をその長とする。 2 材面と木口に表われた目まわりは、木口割れとみなす。	
目まわり		その深の材長に対する百分率で表わす。	
含水率		含水率(%)＝$\frac{W_1-W_2}{W_2}\times100$ W_1＝乾燥前の重量 W_2＝全乾重量 含水率の測定は、全乾重量法により、左の式によつて決定する。	

(ホ)農林水産物

(毛)乾製水産物

D 農林水産物の項に次のように加える。

事項	等級	上級	並級
(イ)するめ			
形態		さい割伸展が良好で、脚及び吸盤の脱落が少いもの	さい割伸展が普通で、脚の脱落が比較的少いもの
色沢		1 すべての部分がべつ甲色又は黄白色をしているもの。但し、美しいべつ甲色又は美しい黄白色をしているものにあつては背面の皮肌に黒色の色素が残つていてもさしつかえない。 2 白粉が多くないもの	1 暗灰色のもの、べつ甲色若しくは黄白色であつてなわの跡のあるもの又は肉肌若しくは脚部が少し汚れているもの 2 かびのないもの。但し、軽微な赤かびはさしつかえない。
香味		特有の香味があるもの	むれた臭が軽微なもの
はぞろい及び大きさ		1 一包中のはぞろいが整一なもの 2 一束中の肩幅寸法の最大のものと最少のものとの差が最大のものの一五%以内のもの 3 但し、一〇枚の重量が八〇匁以上のものは、一〇枚の重量が九〇匁以上のもの	1 一包中のはぞろいが整一なもの 2 一束の肩幅寸法の最大のものと最少のものとの差が最大のものの一五%以内のもの 3 一〇枚の重量が五〇匁以上のもの
乾燥度		水分量二〇%以下のもの。但し、するめいかするめであつて、九月一日から十月三十一日までに輸出するものについては二二%以下、十一月一日から四月三十日までに輸出するものについては二四%以下とする。	水分量二〇%以下のもの。但し、するめいかするめであつて、九月一日から十月三十一日までに輸出するものについては二二%以下、十一月一日から四月三十日までに輸出するものについては二四%以下とする。
きよう雑物		土砂その他のきよう雑物のないもの	土砂その他のきよう雑物のないもの
(注)		水分量は胴部のもつとも幅の広い部分より試料を採取し、蒸溜法により測定するものとする。	

備考　一番みがきするめはその大きさによつて、大、中、小に区分することができる。
大　胴の長さ八寸以上のもの
中　胴の長さ八寸未満、六寸以上のもの
小　胴の長さ六寸未満のもの

(ロ)ほたて貝柱及びいたや貝柱

(甲)丸粒及び割柱

事項	等級	上級	並級
形態		肉割れなく、形の整つているもの	肉割れなく、変形の著しくないもの
色沢		山吹色又は薄い赤かつ色で、光沢のあるもの	赤かつ色で光沢を失わず、且つ、かびのないもの。但し、軽微なものはさしつかえない。
肉質		肉締りが良好なもの	肉締りがやや劣るもの
香味		特有の香味のあるもの	特有の香味があり、塩味の強くないもの
乾燥度		水分量一六%以内のもの	水分量一六%以内のもの
きよう雑物		土砂その他のきよう雑物のないもの	土砂その他のきよう雑物の少いもの

(ハ)こんぶ

(甲)貿易こんぶ

事項	等級	上級	並級
葉の選別		同一の種類であつて、葉の選別が良好なもので、且つ、枯葉のないもの	同一の種類であつて、葉の選別が普通のもので、且つ、枯葉が少いもの
色沢		良好なもの	赤かつ色で光沢を失わず、且つ、かびのないもの。但し、軽微な白粉はさしつかえない。
形態		四尺又は三尺五寸仕立の尺ぞろいのもの	三尺仕立の尺ぞろいのもの。但し、一葉の長さ一尺五寸以上のものが混入していてもさしつかえない。
乾燥度		水分量二四%以下のもの	水分量二四%以下のもの

区分	一斤の粒数	一箇の重量	備考
大粒	七〇粒までのもの	二匁三分以上のもの	二匁以上のものが二〇%以内混入していてもさしつかえない。
中粒	七一粒より一〇〇粒までのもの	一匁六分以上二匁三分未満のもの	一匁四分以上のものが二〇%以内混入していてもさしつかえない。
小粒	一〇一粒より一三〇粒までのもの	一匁二分以上一匁六分未満のもの	一匁一分以上のものが二〇%以内混入していてもさしつかえない。
小々粒	一三一粒より二〇〇粒までのもの	〇・八匁以上一匁二分未満のもの	

備考　割柱とは二つ以上にさい割して製造したものをいう。

(乙)砕け

事項	等級	上級	並級
色沢		山吹色又は薄い赤かつ色で、光沢のあるもの	赤かつ色で光沢を失わず、且つ、かびのないもの。但し、軽微なものはさしつかえない。
肉質		肉締りが良好なもの	肉締りがやや劣るもの
香味		特有の香味のあるもの	特有の味があり、塩味の強くないもの
乾燥度		水分量一六%以内のもの	水分量一六%以内のもの
きよう雑物		土砂その他のきよう雑物のないもの	土砂その他のきよう雑物の少いもの

きよう雑物　ないもの。但し、一だにつき四〇〇匁以下の砂の附着はさしつかえない。

（注）一だとは、貿易こんぶの正味重量が八貫のものをいう。但し、八貫をこえるものは八貫とみなす。

（乙）雑こんぶ

事項	等級	上級	並級
葉の選別		根こんぶ、赤葉又は荒葉の良好なもので、枯葉又はくづ葉の混入の少いもの	根こんぶ、赤葉又は荒葉の普通のもので、枯葉又はくづ葉の混入の多いもの
色沢		普通のもの	不良でないもの
形態		普通のもの又は短尺のもの	不良でないもの
乾燥度		水分量二四％以下のもの	水分量二四％以下のもの
きよう雑物		土砂その他のきよう雑物の少いもの	土砂その他のきよう雑物の著しく多くないもの

（注）雑こんぶとはこんぶの茎（根こんぶ）、枯葉、赤葉、荒葉、くづ葉及び短尺こんぶをいう。

（丙）その他のこんぶ

事項	等級	上級	並級
葉の選別		同一の種類であつて、葉の選別が良好なもので、且つ、薄葉又は虫葉のないもの	同一の種類であつて、葉の選別が普通のもので、且つ、赤葉、薄葉又は虫葉の混入の少いもの
色沢		良好なものでかびがなく、白粉の少いもの	普通のものでかびがなく、白粉の著しく多くないもの
形態		調整良好なもの	調整普通のもの
乾燥度		水分量一八％以下のもの	水分量一八％以下のもの
きよう雑物		土砂その他のきよう雑物のないもの	土砂その他のきよう雑物のないもの

（三）煮ぼしいわし、煮ぼしきびなご及び煮ぼしこうなご

事項	等級	上級	並級
選別		原形を損じたものの混入が五％以内のもの	原形を損じたものの混入が四〇％以内のもの
色沢		固有の色沢があり、油焼け又はかびのないもの	大きさが著しく不同でないもの かびがなく、油焼けの著しくないもの
味		固有の香味を失わないもの	固有の味を失わないもの
香		水分量二〇％、ちりめんにあつては三〇％以下のもの	水分量二二％、ちりめんにあつては三〇％以下のもの
乾燥度		土砂その他のきよう雑物のないもの	土砂その他のきよう雑物の少いもの
きよう雑物			

（注）原形を損じたものの区別は別表の通りとし、羽筋の異なるものの混入が一〇％以内のもの

別表

羽筋	休長
大羽	四寸五分以上のもの
中羽	二寸五分以上、四寸五分未満のもの
小羽	一寸以上、二寸五分未満のもの
ちりめん	一寸未満のもの

等級を表示すべき様式工具の項を次のように改める。

ストレートシャングドリル	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 不良品はLOW GRADE
モンキレンチ ねじ回し バイブレンチ 超硬バイト 超硬チップ 超硬ダイス 丸ペンチ ペンチ ニッパ	一級はGRADE A, 二級はLOW GRADE　同右
	一級はGRADE A, 二級はGRADE B

等級を表示すべき様式かん詰びん詰及びつぼ詰の項中「けがにはなさきがにずわいがに」水煮かん詰　A級はCHOICE A, B級はCHOICE B, 同右」を「けがにはなさきがにずわいがにますべにさけぎんざけますのすけ」水煮かん詰（くび肉及び雑肉）　A級はPASSED A, B級はPASSED B　同右　に改める。

等級を表示すべき様式インチ製材の項を次のように改める。

インチ製材	
平板、短尺平板、コフイン、額縁平板、ステップ、ストリップス、短尺ストリップス、角物及び短尺角物	一級はF.A.S.　二級はNo.1　三級はNo.2　四級はNo.3　柾目材は一級はAA
ボビン材	

等級を表示すべき様式木箱仕組板の項を次のように改める。

木箱仕組板	特級はAA　一級はAB　二級はBB　三級はCC　同右

等級を表示すべき様式なしの項の次に次のように加える。

乾製水産物	
するめ	上級はFINE QUALITY　並級はCOMMON QUALITY
ほたて貝柱及びいたや貝柱	同右
丸粒及び割柱	上級はB-JYO　並級はB-NAMI
砕け	
こんぶ	
貿易こんぶ	上級はA-JYO　並級はA-NAMI
雑こんぶ	上級はB-JYO　並級はB-NAMI
その他のこんぶ	上級はFINE QUALITY　並級はCOMMON QUALITY
煮ぼしいわし、煮ぼしきびなご及び煮ぼしこうなご	同右

◉厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、告示第一号

昭和二十五年六月厚生省、農林省、通商産業省告示第二号（輸出品取締法に基く第四條輸出品の指定等に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月十日から施行する。

昭和二十六年十二月十日

厚生大臣　橋本龍五
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎猛

Aの一二　自動車の項中(15)点火プラグの次に次のように加える。

(16)電気式警音器	同右五七〇一（一九五一）とする。
(17)腕木式方向指示器	同右五七〇二（一九五一）とする。
(18)電気式窓ふき	同右五七〇三（一九五一）とする。
(19)真空式窓ふき	同右五七〇四（一九五一）とする。
(20)後写鏡	同右五七〇五（一九五一）とする。
(21)押込式始動電動機	同右一六〇七（一九五一）とする。
(22)第三ブラシ式充電発電機	同右一六〇八（一九五一）とする。
(23)走行速度計	同右一六〇九（一九五一）とする。

Aの一二　自動車の項の次に次のように加える。

Aの一三　工具	
(一)ペンチ	同右B右四六二六（一九五〇）中二級の標準とする。
(二)丸ペンチ	同右四六二七（一九五〇）中二級の標準とする。
(三)ニッパ	同右四六二八（一九五〇）中二級の標準とする。

E　農林水産物の項(四)乾製水産物中(イ)明鮑から(ニ)ほたて貝柱までを次のように改める。

(イ)乾鮑

(1)最低標準

形態　だ円形をしていて、岩付部は凹凸が少く適度のふくらみがあり、側足は貝付部に向つて収縮し、肉締りが良好で、且つ、外套膜及び内臓の附着していないもの

割れ傷がなく、その他の外傷が軽微なもの。但し、突き鮑にあつては固有の形をそこなわない程度の突き傷はさしつかえない。

大きさ　一箇の重量が別表以上のもので、一包内の大きさがおおむねそろつているもの

色沢　明鮑にあつてはべつ甲色又はべつ甲色にややかつ色を帯びたもので光沢があるもの。但し、白粉の附着が軽微なものはさしつかえない。

灰鮑にあつては表面に白粉を帯び、淡かつ色又はやや暗かつ色のもの

乾燥度　かびがなく、汚れの少いもの

香味　水分量二二％以下のもの

きよう雑物　特有の香味があり、塩味の強くないもの

土砂その他のきよう雑物のないもの

別表

種類		乾鮑一箇の重量
えぞあわび（青森県、岩手県及び宮城県産のものを除く。）	明鮑	一匁五分
	灰鮑	一匁六分
	明鮑	四匁
	灰鮑	四匁三分
	明鮑	二匁八分
	灰鮑	三匁

まだか

その他

(2)包装條件

内装　ハトロン紙（五〇斤程度のもの）又はこれと同等以上の効力のあるものを用いること。

外装　木箱（別表規格のもの）又はカートンボックスを用いること。

（注）包装に際し、防湿のため乾燥剤を使用する場合には、日本工業規格のものを使用しなければならない。

(ロ)するめ

(1)最低標準

昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(イ)するめの等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。

(2)包装條件

内装　乾鮑の内装と同じ。但し、東洋向の場合には、この限りでない。

外装　木箱（別表規格のもの）又は良質のガンニー若しくは（シアン製袋に詰め、針金又は麻なわ（良質の黄麻又はマニラ麻製のもの）掛とする。但し、東洋向の場合には良質の大幅厚むしろ又はアンペラ包とし、なわ（緊縛用としては四分荷造なわ、網掛用及び腹縫用としては三分五厘荷造なわ又は二分五厘堅なわ）掛とすることができる。

(ハ)ほたて貝柱及びいたや貝柱

(甲)丸粒及び割柱

(1)最低標準

昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(ロ)ほたて貝柱(甲)丸粒及び割柱の等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。

(2)包装條件

内装　乾鮑の内装と同じ。

外装　乾鮑の外装と同じ。

(乙)砕け

(1)最低基準

昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(ロ)ほたて貝柱(乙)砕けの等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。

(2)包装條件

内装　乾鮑の内装と同じ。

外装　乾鮑の外装と同じ。

同項(ニ)乾製水産物中(ニ)さめひれを次のように改める。

(ホ)さめひれ

(1)最低基準

形態　変形が著しくなく、ぜい肉の附着が少く、角質繊維に影響のある虫食い、破れ又は穴のないもの

昭26.12.10.　第7477号

色　沢　固有の色沢を失わず、血液、油等による汚れが少く、油焼けのないもの
乾燥度　かびが著しくないもの　水分量一八%以下のもの
臭　悪臭のないもの
きよう雑物　土砂その他のきよう雑物のないもの

（注）
水分量は、ひれの附着部より試料を採取して、蒸溜法により測定するものとする。

(2)包装條件
内　装　無包装
外　装　良質のガンニー若しくは（シアン製袋又は良質のアンペラを用い、麻なわ（良質の黄麻又はマニラ麻製のもの）掛とする。但し、東洋向の場合にはなまこの外装但書における東洋向ふじこに係わる包装條件と同様とする。

同項(ﾛ)乾製水産物中(ﾛ)長切こんぶを次のように改め、(ﾙ)その他のこんぶを削る。
(ﾛ)こんぶ
(甲)貿易こんぶ
最低標準
昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(ｲ)こんぶ(甲)貿易こんぶの等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。
(乙)雑こんぶ
最低標準
昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(ｲ)こんぶ(乙)雑こんぶの等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。
(丙)その他のこんぶ
(1)最低標準
昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(ｲ)こんぶ(丙)その他のこんぶの等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。
(2)包装條件
内　装　するめの内装と同じ。
外　装　木箱（別表規格のもの）を用いる。但し、東洋向の場合には、この限りでない。

同項(ﾊ)乾製水産物中(ｲ)煮ぼしいわしを次のように改める。
(ﾊ)煮ぼしいわし、煮ぼしきびなご及び煮ぼししこうなご
(1)最低標準
昭和二十六年十二月厚生省、農林省、通商産業省告示第十号に掲げる(ﾛ)煮ぼしいわし、煮ぼしきびなご及び煮ぼししこうなごの等級及びその標準を適用し、その等級のうち並級を最低標準とする。
(2)包装條件
内　装　乾鮑の内装と同じ。
外　装　乾鮑の外装と同じ。但し、東洋向の場合にはするめの外装但書の條件と同様とする。

同項(ﾎ)乾製水産物中「(ﾎ)なまこ（ふじこを含む。）」を「(ﾆ)なまこ（ふじこを含む。）」に、「(ﾄ)さめひれ製品（明骨を含む。）」を「(ﾍ)さめひれ製品（明骨を含む。）」に、「(ﾁ)乾かき」を「(ﾄ)乾かき」に、「(ﾘ)刻みこんぶ」を「(ﾁ)刻みこんぶ」に、「(ﾇ)乾かずの子」を「(ﾘ)乾かずの子」に、「(ﾙ)乾のり」を「(ﾇ)乾のり」に、「(ﾖ)かつをぶし、まぐろぶし、さばぶし、あじぶし又はいわしぶし」に、「(ﾀ)削りぶし」を「(ﾖ)削りぶし」に、「(ﾚ)かつをぶし、まぐろぶし、さばぶし、あじぶし又はいわしぶし」を「(ﾀ)かつをぶし、まぐろぶし、さばぶし、あじぶし又はいわしぶし」に、「(ﾚ)開きたら（すけそうたらを含む。）」を「(ﾚ)開きたら（すけそうたらを含む。）」に、「(ﾚ)棒たら（すけそうたらを含む。）」を「(ﾚ)棒たら（すけそうたらを含む。）」に、「(ﾚ)その他の乾製水産物」を「(ﾚ)その他の乾製水産物」に改める。

同項(ﾎ)乾製水産物中(ﾆ)なまこ（ふじこを含む。）から(ﾚ)その他の乾製水産物までの包装條件中「明鮑」を「乾鮑」に、「乾するめ」を「するめ」に改める。

同項(ﾆ)かん詰、びん詰及びつぼ詰(2)包装條件　木箱外装中「帽鉄は幅一九ミリ以上、厚さ〇・四ミリ以上」を「帽鉄は幅一二ミリ以上、厚さ〇・三ミリ以上」に改め、紙箱又は特殊合板箱の項を次のように改める。

紙箱
内装　びん詰の場合には箱の上底部とも内外ひれのすき間に埋め板を用い、びんとびんとの間には適当なへだたりで各びんを固定しうるわくを用い、びんとのすき間には充てん物を満して動揺を防ぐこと。
びん詰二段詰以上の場合にはびんの中間に三オンス以上のボール紙又はこれと同等以上の強さのあるものをそう入すること。
外装　材料は耐圧強さ二七五ポンド／平方インチ以上のものを用い、内容総重量は五五ポンド以内とすること。但し、内容総重量二〇ポンド以内の場合には耐圧強さ二〇〇ポンド／平方インチ以上のものを用いることができる。
箱の側面のつぎ目は一・五インチ以内のへだたりで二ミリ以上の平鉄線止めとするか又は幅二インチ以上の布テープ止めとすること。
箱の上部は内外ひれをけい酸ソーダ又はこれと同等以上の効力あるものでこう瘠した後、合せ目は幅二インチ以上のテープで封かんすること。
箱の底部は上部と同様にこう瘠するか又は内外ひれの重なる箇所を二ミリ以上の平鉄線一六本以上を用いて止めること。但し、内容総重量二五ポンド以内で底面積が一五〇平方インチ以内の場合には二ミリ以上の平鉄線一二本を用いて止めることができる。

F　化学肥料の項の次に次のように加える。

G　船舶用機関及び船舶用品並びにこれらの部品及び附属品
(ｲ)船用内燃機関
(ｲ)船用ディーゼル主機（船舶推進用の単動四サイクルディーゼル機関であつて、そのシリンダの内径が二〇〇ミリメートル以上三五〇ミリメートル以下のもので船舶にすえ付けられているものを含む。）

最低標準
左表上欄に掲げる試験及び検査を同表中欄に掲げる方法により行い、同表下欄に掲げる標準に合致するもの

始動試験	圧縮空気始動のもの（試験をしようとする船用ディーゼル主機の一軸装備の場合の空気溜、又はこれと同容量のものを使用すること。） 電動機始動のもの（試験をしようとする船用ディーゼル主機の一軸装備の場合の蓄電池、又はこれと同容量のものを使用すること。）
分力運転試験	全負荷（連続最大出力に相当する負荷をいう。以下この表において同じ。）の四分の一、四分の二及び四分の三の負荷でそれぞれ三〇分間連続運転を行うこと。
全負荷運転試験	全負荷で二時間連続運転を行うこと。
過負荷運転試験	全負荷の一〇パーセントの過負荷で三〇分間連続運転を行うこと。
最低速運転試験	連続最大出力時の回転数の三五パーセントの回転数で、全負荷の四・二九パーセントの負荷で二〇分間連続運転を行うこと。
調速機試験	全負荷運転から無負荷運転に急速に切り換えること。
逆転試験	逆転クラッチを有するもの　全負荷の四分の三の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。 その他のもの　無負荷で前進方向及び後進方向に交互にそれぞれ三回逆転を行うこと。
耐久試験	全負荷で五時間連続運転を行うこと。
分解検査	右に掲げるすべての試験を行つた後検査をしようとする船用ディーゼル主機を分解し、シリンダ、シリンダカバー、シリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、連接棒、クランク軸、クランク室、主軸受、台板、スラスト軸、吸気弁、排気弁、燃料弁、始動弁並びにこれらの弁装置及びバネ、調速機バネ、カム軸歯車、減速歯車、逆転機バネ、カム軸歯車並びに逆転機を検査すること。

（注）
1　製造者が当該製造にかかる船用ディーゼル主機について、分力運転試験及び耐久試験を行い、当該試験の標準に合致したときは、その者の製造したこれと同一形式及び同一馬力のものについてはその分力運転試験及び耐久試験の標準に合致しない事実のない限度において、これらに合致したものとみなす。
2　全負荷運転試験は耐久試験の時間内に同時に行うことができる。

(ﾛ)船用小形ディーゼル主機（船舶推進用の単動四サイクルディーゼル機関であつて、そのシリンダの内径が二〇〇ミリメートル未満のもので船舶にすえ付けられているものを含む。）
最低標準
左表上欄に掲げる試験及び検査を同表中欄に掲げる方法により行い、同表下欄に掲げる標準に合致するもの

始動試験	人力始動のもの　一人で始動を行うこと。 圧縮空気始動のもの　試験をしようとする船用小形ディーゼル主機の一軸装備の場合の空気溜、又はこれと同容量のものを使用すること。 電動機始動のもの　試験をしようとする船用小形ディーゼル主機の一軸装備の場合の蓄電池、又はこれと同容量のものを使用すること。
分力運転試験	全負荷（連続最大出力に相当する負荷をいう。以下この表において同じ。）の四分の一、四分の二及び四分の三の負荷でそれぞれ三〇分間連続運転を行うこと。
全負荷運転試験	一〇制動馬力（連続最大出力を示す。以下この表において同じ。）以下のもの　全負荷で一時間連続運転を行うこと。 一〇制動馬力をこえ三〇制動馬力以下のもの　全負荷で一・五時間連続運転を行うこと。 三〇制動馬力をこえるもの　全負荷で二時間連続運転を行うこと。
過負荷運転試験	全負荷の一〇パーセントの過負荷で三〇分間連続運転を行うこと。
最低速運転試験	連続最大出力時の回転数の三五パーセントの回転数で、全負荷の四・二九パーセントの負荷で二〇分間連続運転を行うこと。
調速機試験	全負荷運転から無負荷運転に急速に切り換えること。
逆転試験	逆転クラッチを有するもの　全負荷の四分の三の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。 その他のもの　無負荷で前進方向及び後進方向に交互にそれぞれ三回逆転を行うこと。
耐久試験	全負荷で五時間連続運転を行うこと。
分解検査	右に掲げるすべての試験を行つた後検査をしようとする船用ディーゼル主機を分解し、シリンダ、シリンダカバー、シリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、連接棒、クランク軸、クランク室、主軸受、台板、スラスト軸、吸気弁、排気弁、燃料弁、始動弁並びにこれらの弁装置及びバネ、調速機バネ、カム軸歯車、減速歯車、逆転機バネ、カム軸歯車並びに逆転機を検査すること。 検査をした部品の材料、構造、工作及び寸法に異状がないもの

最低速運転試験
- 五制動馬力以下のもの
- 連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で全負荷の一二・五パーセントの負荷で一〇分間連続運転を行うこと。
- 五制動馬力をこえ二〇制動馬力以下のもの
- 連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で全負荷の一二・五パーセントの負荷で二〇分間連続運転を行うこと。
- 二〇制動馬力をこえるもの
- 連続最大出力時の回転数の三五パーセントの回転数で全負荷の四・二九パーセントの負荷で二〇分間連続運転を行うこと。

調速機試験
- 全負荷運転から無負荷運転に急速に切り換えること。
- 切り換えた時の瞬間回転数が連続最大出力時の回転数の一二〇パーセント以下であるもの
- 調整することなく運転が円滑に継続するもの

逆転試験
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力以下のもの
- 全負荷の二分の一の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷の四分の三の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- その他のもの
- 無負荷で前進方向及び後進方向に交互にそれぞれ三回逆転を行うこと。
- 運転が円滑に行われるもの
- 逆転が支障なく行われるもの

耐久試験　全負荷で五時間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

分解検査
- 右に掲げるすべての試験を行つた後検査をしようとする船用小形ディーゼル主機を分解し、シリンダ、シリンダカバー、シリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、連接棒、クランク室、主軸受、合板、吸気弁、排気弁、燃料弁、始動弁並びにこれらの弁装置及びバネ、調速機バネ、カム軸歯車、減速歯車、逆転歯車並びに逆転機を検査すること。
- 検査をした部品の材料、構造、工作及び寸法に異状がないもの

(注)
1 製造者が当該製造にかかわる船用小形ディーゼル主機について、分力運転試験及び耐久試験を行い、当該試験の標準に合致したときは、その者の製造したこれと同一形式及び同一馬力のものについてはその耐久試験の標準に合致しない事実のない限度において、これらに合致したものとみなす。
2 全負荷運転試験は耐久試験の時間内に同時に行うことができる。

(ハ)船用焼玉主機（船舶推進用の焼玉機関であつて、そのシリンダの内径が二〇〇ミリメートル以上のもので船舶にすえ付けられているものを含む。）

最低標準
左表上欄に掲げる試験及び検査を同表中欄に掲げる方法により行い、同表下欄に掲げる標準に合致するもの

始動試験
- 人力始動のもの
- 一人で始動を行うこと。
- 圧縮空気始動のもの
- 試験をしようとする船用小形焼玉主機の空気溜、又はこれと同容量のものを使用すること。
- 一〇制動馬力（連続最大出力を示す。以下この表において同じ。）以下のもの
- 全負荷（連続最大出力に相当する負荷をいう。以下この表において同じ。）で一時間連続運転を行うこと。
- 一〇制動馬力をこえ三〇制動馬力以下のもの
- 全負荷で一・五時間連続運転を行うこと。
- 三〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷で二時間連続運転を行うこと。
- 容易に始動することができるもの
- 圧縮空気をもつて逆転する自己逆転のものについては一二回以上、その他のものについては六回以上始動することができるもの

全負荷運転試験
- 一〇制動馬力以下のもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で一〇分間連続運転を行うこと。
- 五制動馬力をこえるもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の六〇パーセント以下の回転数で二〇分間連続運転を行うこと。
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力以下のもの
- 全負荷の二分の一の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷の四分の三の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- その他のもの
- 無負荷で三回逆転を行うこと。
- 運転が円滑に行われるもの
- 逆転が支障なく行われるもの

過負荷運転試験
- 全負荷の一〇パーセントの過負荷で三〇分間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

無負荷運転試験
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力以下のもの
- 全負荷の二分の一の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷の四分の三の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- 圧縮空気を以て逆転する自己逆転のもの
- 無負荷で前進方向及び後進方向に交互にそれぞれ三回逆転を行うこと。
- その他のもの
- 無負荷で三回逆転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの
- 燃料ポンプが常に作動する状態で調整することなく運転が円滑に継続するもの

耐久試験　全負荷で五時間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

分解検査
- 右に掲げるすべての試験を行つた後検査をしようとする船用小形焼玉主機を分解し、シリンダ、シリンダカバー、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、連接棒、クランク室、主軸受、合板、弁、弁装置、バネ、歯車並びに逆転機を検査すること。
- 検査をした部品の材料、構造、工作及び寸法に異状がないもの

(注)
1 製造者が当該製造にかかわる船用小形焼玉主機について、耐久試験を行い、当該試験の標準に合致したときは、その者の製造したこれと同一形式及び同一馬力のものについてはその耐久試験の標準に合致しない事実のない限度において、これらに合致したものとみなす。
2 全負荷運転試験は耐久試験の時間内に同時に行うことができる。

(ホ)船用電気点火主機（船舶推進用の電気点火機関であつて、燈油又は軽油を主燃料とするもので船舶にすえ付けられているものを含む。）

最低標準
左表上欄に掲げる試験及び検査を同表中欄に掲げる方法により行い、同表下欄に掲げる標準に合致するもの

始動試験
- 人力始動のもの
- 一人で始動を行うこと。
- 電動機始動のもの
- 試験をしようとする船用電気点火主機の蓄電池、又はこれと同容量のものを使用すること。
- 一〇制動馬力（連続最大出力を示す。以下この表において同じ。）以下のもの
- 全負荷（連続最大出力に相当する負荷をいう。以下この表において同じ。）で一時間連続運転を行うこと。
- 容易に始動することができるもの
- 六回以上始動することができるもの

全負荷運転試験
- 一〇制動馬力をこえ三〇制動馬力以下のもの
- 全負荷で一・五時間連続運転を行うこと。
- 三〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷で二時間連続運転を行うこと。
- 燃料消費率が別表第三に掲げるもの以下であるもの
- 運転が円滑で、且つ、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

過負荷運転試験
- 全負荷の一〇パーセントの過負荷で三〇分間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

無負荷運転試験
- 五制動馬力以下のもの無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で一〇分間連続運転を行うこと。
- 五制動馬力をこえるもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で二〇分間連続運転を行うこと。
- 調整することなく運転が円滑に継続するもの

(注)
1 製造者が当該製造にかかわる船用焼玉主機について、耐久試験を行い、当該試験の標準に合致したときは、その者の製造したこれと同一形式及び同一馬力のものについてはその耐久試験の標準に合致しない事実のない限度において、これらに合致したものとみなす。
2 全負荷運転試験は耐久試験の時間内に同時に行うことができる。

(ニ)船用小形焼玉主機（船舶推進用の焼玉機関であつて、そのシリンダの内径が二〇〇ミリメートル未満のもので船舶にすえ付けられているものを含む。）

最低標準
左表上欄に掲げる試験及び検査を同表中欄に掲げる方法により行い、同表下欄に掲げる標準に合致するもの

始動試験
- 人力始動のもの
- 一人で始動を行うこと。
- 圧縮空気始動のもの
- 試験をしようとする船用小形焼玉主機の空気溜、又はこれと同容量のものを使用すること。
- 一〇制動馬力（連続最大出力を示す。以下この表において同じ。）以下のもの
- 全負荷（連続最大出力に相当する負荷をいう。以下この表において同じ。）で一時間連続運転を行うこと。
- 一〇制動馬力をこえ三〇制動馬力以下のもの
- 全負荷で一・五時間連続運転を行うこと。
- 三〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷で二時間連続運転を行うこと。
- 容易に始動することができるもの
- 圧縮空気をもつて逆転する自己逆転のものについては一二回以上、その他のものについては六回以上始動することができるもの

全負荷運転試験
- 一〇制動馬力以下のもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で一〇分間連続運転を行うこと。
- 五制動馬力をこえるもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の六〇パーセント以下の回転数で二〇分間連続運転を行うこと。
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力以下のもの
- 全負荷の二分の一の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- 逆転クラッチを有するものであつて一シリンダ当り二〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷の四分の三の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。
- その他のもの
- 無負荷で三回逆転を行うこと。
- 運転が円滑に行われるもの
- 逆転が支障なく行われるもの

過負荷運転試験
- 全負荷の一〇パーセントの過負荷で三〇分間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

無負荷運転試験
- 五制動馬力以下のもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で一〇分間連続運転を行うこと。
- 五制動馬力をこえるもの
- 無負荷で前進方向及び後進方向に交互にそれぞれ三回逆転を行うこと。
- その他のもの
- 無負荷で三回逆転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの
- 燃料ポンプが常に作動する状態で調整することなく運転が円滑に継続するもの

耐久試験　全負荷で五時間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

分解検査
- 右に掲げるすべての試験を行つた後検査をしようとする船用小形焼玉主機を分解し、シリンダ、シリンダカバー、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、連接棒、クランク軸、スラスト軸、クランク室、主軸受、合板、弁、弁装置、バネ、歯車並びに逆転機を検査すること。
- 検査をした部品の材料、構造、工作及び寸法に異状がないもの

(注)
1 製造者が当該製造にかかわる船用小形焼玉主機について、耐久試験を行い、当該試験の標準に合致したときは、その者の製造したこれと同一形式及び同一馬力のものについてはその耐久試験の標準に合致しない事実のない限度において、これらに合致したものとみなす。
2 全負荷運転試験は耐久試験の時間内に同時に行うことができる。

(ホ)船用電気点火主機（船舶推進用の電気点火機関であつて、燈油又は軽油を主燃料とするもので船舶にすえ付けられているものを含む。）

最低標準
左表上欄に掲げる試験及び検査を同表中欄に掲げる方法により行い、同表下欄に掲げる標準に合致するもの

始動試験
- 人力始動のもの
- 一人で始動を行うこと。
- 電動機始動のもの
- 試験をしようとする船用電気点火主機の蓄電池、又はこれと同容量のものを使用すること。
- 一〇制動馬力（連続最大出力を示す。以下この表において同じ。）以下のもの
- 全負荷（連続最大出力に相当する負荷をいう。以下この表において同じ。）で一時間連続運転を行うこと。
- 容易に始動することができるもの
- 六回以上始動することができるもの

全負荷運転試験
- 一〇制動馬力をこえ三〇制動馬力以下のもの
- 全負荷で一・五時間連続運転を行うこと。
- 三〇制動馬力をこえるもの
- 全負荷で二時間連続運転を行うこと。
- 燃料消費率が別表第三に掲げるもの以下であるもの
- 運転が円滑で、且つ、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

過負荷運転試験
- 全負荷の一〇パーセントの過負荷で三〇分間連続運転を行うこと。
- 運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

無負荷運転試験
- 五制動馬力以下のもの無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で一〇分間連続運転を行うこと。
- 五制動馬力をこえるもの
- 無負荷で連続最大出力時の回転数の五〇パーセント以下の回転数で二〇分間連続運転を行うこと。
- 調整することなく運転が円滑に継続するもの

逆転試験（全負荷の二分の一の負荷で後進方向に二〇分間連続運転を行うこと。

耐久試験　全負荷で五時間連続運転を行うこと。

分解検査（右に掲げるすべての試験を行つた後検査をしようとする船用電気点火主機を分解し、シリンダ、シリンダカバー、ピストン、ピストンリング、ピストンピン、連接棒、クランク軸、スラスト軸、クランク室、主軸受、台板、弁、弁装置、バネ、歯車並びに逆転機を検査すること。）

（注）

1　製造者が当該製造にかかる船用電気点火主機について、耐久試験を行い、当該試験の標準に合致したときは、その者の製造したこれと同一形式及び同一馬力のものについてはその耐久試験の標準に合致しない事実のない限度において、これらに合致したものとみなす。

2　全負荷運転試験は耐久試験の時間内に同時に行うことができる。

運転が円滑に行われるもの

運転が円滑で、振動が少く、排気色が良好で、且つ、異常発熱及び異常音響がないもの

検査をした部品の材料、構造、工作及び寸法に異状がないもの

別表第一

一シリンダ当り出力

	毎分七五〇回転をこえるもの	毎分七五〇回転以下のもの
五制動馬力以下	二五五	二六五
五制動馬力をこえ一〇制動馬力以下	二四五	二七〇
一〇制動馬力をこえ二〇制動馬力以下	二二五	二五〇
二〇制動馬力をこえ三〇制動馬力以下	二一〇	二三五
三〇制動馬力をこえ六〇制動馬力以下	二〇〇	二一〇
六〇制動馬力をこえるもの	一九〇	二〇〇

	減速装置を有しないもの	減速装置を有するもの
	二五五	二八〇
	二四五	二七〇
	二二五	二五〇
	二一〇	二三五
	二〇〇	二一〇
	一九〇	二〇〇

備考

1　出力及び回転数は連続最大出力時のものを示す。

2　単位はグラム毎制動馬力毎時とする。

別表第二

一シリンダ当り出力

	燃料消費率
五制動馬力以下	三三五
五制動馬力をこえ一〇制動馬力以下	三一五
一〇制動馬力をこえ一五制動馬力以下	三〇〇
一五制動馬力をこえ二五制動馬力以下	二八〇
二五制動馬力をこえ四〇制動馬力以下	二六〇
四〇制動馬力をこえるもの	二五〇

備考

1　出力は連続最大出力を示す。

2　単位はグラム毎制動馬力毎時とする。

別表第三

一シリンダ当り出力

	燃料消費率
四制動馬力以下	三三五
四制動馬力をこえ一〇制動馬力以下	三一五
一〇制動馬力をこえるもの	三〇〇

備考

1　出力は連続最大出力を示す。

2　単位はグラム毎制動馬力毎時とする。

◉**通商産業省告示第二百九十二号**

昭和二十六年一月通商産業省告示第十一号（輸出貿易管理令別表第一第三十号の規定に基く仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

通商産業大臣　高橋龍太郎

同第四十九号の次に次のように加える。

同第五十号

◉**郵政省告示第四百八十四号**

昭和二十三年十一月通信省告示第四百四十四号（関税を課すべき物品を包有する外国あて通常郵便物の送達條件に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

郵政大臣　佐藤　栄作

外国あて課税品包有通常郵便物送達條件表中、

一　バプア、ニュー・ギニア地域及びナウルの項を削り、ノーフォークの項の次に次の二項を加える。

バプア及びニュー・ギニア地域	オーストラリア連邦の項に同じ。	
ナウル（オーストラリア連邦、ニュー・ジーランド及び連合王国政府の名においてオーストラリア連邦が行う信託統治の下に在る地域）	オーストラリア連邦の項に同じ。	

◉**郵政省告示第四百八十五号**

昭和二十五年八月郵政省告示第二百六十七号（外国あて通常郵便物の取りもどし又は名あて変更の請求をあてることのできる国及び同請求書をあてるべき外国官署の件）の一部を次のように改める。

昭和二十六年十二月十日

郵政大臣　佐藤　栄作

一　バプア、ニュー・ギニア地域及びナウルの項を削り、ノーフォークの項の次に次の二項を加える。

バプア及びニュー・ギニア地域	否	—
ナウル（オーストラリア連邦、ニュー・ジーランド及び連合王国政府の名においてオーストラリア連邦が行う信託統治の下に在る地域）	否	—

◉**郵政省告示第四百八十六号**

昭和二十五年八月郵政省告示第二百六十七号（外国あて通常郵便物の取りもどし又は名あて変更の請求をあてることのできる国の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

郵政大臣　佐藤　栄作

一　チェッコスロヴァキア国の項の次に次の一項を加える。

タイ国	許	許

一　フランス領西部アフリカの項第四欄中に「許」を加える。

一　インドネシアの項第七欄中「オランダ語、マレー語、フランス語又はイギリス語」を「インドネシア語、フランス語又はイギリス語」に改める。

バプア及びニュー・ギニア地域	オーストラリア連邦の項に同じ。	
ナウル（オーストラリア連邦、ニュー・ジーランド及び連合王国政府の名においてオーストラリア連邦が行う信託統治の下に在る地域）	オーストラリア連邦の項に同じ。	

一　ソマリランド保護領の項を次のように改める。

ソマリランド保護領	否	—

一　シリア国の項中第三欄の記載を「Direction Générale des PTT, Direction des postes, Damas」に改める。

◉**郵政省告示第四百八十六号**

昭和二十五年八月郵政省告示第二百六十九号（別配達通常郵便物をあてることのできる国の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

郵政大臣　佐藤　栄作

一　バプア及びニュー・ギニア地域の項を削り、オーストラリア連邦の項の次に次の二項を加える。

バプア及びニュー・ギニア地域	オーストラリア連邦の項に同じ。	
ナウル（オーストラリア連邦、ニュー・ジーランド及び連合王国政府の名においてオーストラリア連邦が行う信託統治の下に在る地域）	オーストラリア連邦の項に同じ。	

一　インドネシアの項第二欄中「許」を削る。

◉**郵政省告示第四百八十七号**

昭和二十四年五月通信省告示第二百四十六号（国際返信切手券の発売をしない国の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十日

郵政大臣　佐藤　栄作

一　「ナウル（オーストラリア連邦管理の英国信託統治地域）」の項を削る。

正誤

次の通りいずれも誤植

昭和二十六年十一月二十六日公布法律第二百六十四号連合国財産補償法中

頁	段	行	誤	正
四六六	三	二二	第一項の規定	第一項に規定

同十一月二十八日公布政令第三百五十五号連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令中

五〇九	三	二四	行為がなされた	行為がされた
五一〇	五	二	規定により	規定による

同十一月三十日官報号外（第百号）公布法律第二百七十八号一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律中

一三	一	末行	切替日における	切替日における

同十二月一日官報号外（第百二号）公布法律第二百八十五号博物館法中

五	三	一〇	対し意見を	対して意見を

同号外公布政令第三百六十六号特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令中

八	五	二七	これに関する	これに類する

国会事項

○参議院

◉**報告書提出**　十一月二十二日委員長から左の報告書を提出した。

公職選挙法改正に関する調査報告書

次の通りいずれも誤植

昭和二十六年十一月二十六日公布法律第二百六十四号連合国財産補償法中

頁	段	行	誤	正
四六六	三	二二	第一項の規定	第一項に規定

同十一月二十八日公布政令第三百五十五号連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令中

五一〇	五	二	規定により	規定による

同十一月三十日官報号外（第百号）公布法律第二百七十八号一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律中

一三	一	末行	切替日における	切替日における

同十二月一日官報号外（第百二号）公布法律第二百八十五号博物館法中

五	三	一〇	対し意見を	対して意見を

同号外公布政令第三百六十六号特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令中

八	五	二七	これに関する	これに類する

○議院

◉**報告書提出**　十一月二十二日委員長から左の報告書を提出した。

公職選挙法改正に関する調査報告書

又同二十六日委員長から左の報告書を提出した。

講和に関連する諸問題並びに国際情勢等に関する調査報告書

又同二十七日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政の改革に関する調査報告書

社会保障制度に関する調査報告書

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査報告書

電波行政に関する調査報告書

又同二十八日委員長から左の報告書を提出した。

在外同胞引揚問題に関する調査報告書

一般運輸事情に関する調査報告書

行政機構の整備に関する調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査報告書

水産物増産対策に関する調査報告書

又同二十九日委員長から左の報告書を提出した。

検察及び裁判の運営等に関する調査報告書

昭和二十六年度予算の執行状況に関する調査報告書

又同三十日委員長から左の報告書を提出した。

国家公務員の給與問題に関する調査報告書

公務員制度に関する一般調査報告書

電力問題に関する調査報告書

通商及び産業一般に関する調査報告書

又同二十六日委員長から左の報告書を提出した。

講和に関連する諸問題並びに国際情勢等に関する調査報告書

又同二十七日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政の改革に関する調査報告書

社会保障制度に関する調査報告書

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査報告書

電波行政に関する調査報告書

又同二十八日委員長から左の報告書を提出した。

在外同胞引揚問題に関する調査報告書

一般運輸事情に関する調査報告書

行政機構の整備に関する調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査報告書

水産物増産対策に関する調査報告書

又同二十九日委員長から左の報告書を提出した。

検察及び裁判の運営等に関する調査報告書

昭和二十六年度予算の執行状況に関する調査報告書

又同三十日委員長から左の報告書を提出した。

国家公務員の給與問題に関する調査報告書

公務員制度に関する一般調査報告書

電力問題に関する調査報告書

通商及び産業一般に関する調査報告書

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十六年十一月四日

小曾根貞松

勲四等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十一月六日

片岡　勇

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十一月七日

谷本　清

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十二月八日

石原　武夫

判事に任命する

判事兼簡易裁判所判事　平井豊太郎

簡易裁判所判事兼判事に任命する（十二月八日）

総理府公告

公益事業委員会公告（第二十一号）

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十二月十日

公益事業委員会委員長　松本　烝治

記	名	事案の要旨	聴聞の期日	聴聞の場所
件	一、東京電力株式会社申請供給施設概要の変更	潮田発電所の最大出力を一二五、〇〇〇KWに増加する。	昭和二十六年十二月二十四日午前十時	東京都中央区銀座東七丁目五番地公益事業委員会事務所内
	二、同右	鶴見発電所に汽罐一個を増設する。	右終了後	同右
	三、同右	千葉市桜木町に六六、〇〇〇KVAの東千葉変電所を新設し、同変電所と南蒔線第一六一号鉄塔の間に一四万V一回線の東千葉線を新設する。	右終了後	同右
	四、同右	茨城県北部の五〇サイクル化による電力供給確保のため石岡第一発電所に主要変圧器二、〇〇〇KVA三台を増設する外五万Vの夏井川一号線の降圧その他関係送電線路の廃止及び新設を行う。	右終了後	同右

備考　四の件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会の事務所に掲示する。

法務府公告

○**押収物還付公告**

諫早区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第九二一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　二千九百七十一円

○同領第九二〇号（同）

一、同　一千百十八円

○同領第一〇二八号（同）

一、同　二千四百二十七円

○同領第一〇三一号（同）

一、同　三千百十七円

○同領第一〇三〇号（同）

一、同領第一〇二九号（同）

一、同領第一〇二七号（同）

一、同　二千五百四十七円

○同領第一〇二六号（同）

一、同　二千七百五十九円

○同領第一〇二五号（同）

一、同　二千二十五円

○同領第一〇二四号（同）

一、同　二千九百七十一円

○同領第一〇二三号（同）

一、同　三千七百十六円

○同領第一〇二二号（同）

一、同　四千二百二十七円

○同領第一〇二一号（同）

一、同　五千六百四十七円

○同領第一〇二〇号（同）

一、同　六千九百五十九円

○同領第一〇一九号（同）

一、同　七千二百七十一円

○同領第一〇一八号（同）

一、同　八千四百八十六円

○同領第八四七号（山本サマ同）

一、同　四百八十六円

押番号	換価金	被疑者氏名
昭和二十六年		
八一一	一、三六六	不詳
八一一	九七八	〃
八一二	七四五	〃
八一三	二四九	〃
八一四	一四四	〃
八一五	五二七	〃
八一六	二九〇	〃
八一七	七九〇	〃
八一八	六八一	〃
八一九	三三七	〃
八二〇	一、五〇九	〃
八二一	七九九	〃
八二二	五〇一	〃
八二三	二九〇	〃
八二四	一、三五二	〃
八二五	三〇五	〃
八二六	二一八	〃
八二七	五三三	〃
八二八	四一九	〃
八二九	二一四	〃
八二〇	三四二	〃
八二一	四六一	〃
八二二	二三五	〃
八二三	三四三	〃
八二四	二八一	〃
八二五	三一九	〃
八二六	二九〇	〃
八二七	四一〇	〃
八二八	三三八	〃
八二九	三九〇	〃
八三〇	四二一	〃
八三一	一、〇六〇	〃
八三二	一、三六一	〃
八三三	五三八	〃
八三四	一、三七〇	〃
八三五	四〇五	〃
八三六	四七六	〃
八三七	四〇九	〃
八三八	五七〇	〃
八三九	五六〇	〃
八四〇	五〇〇	〃
八四一	一、〇七〇	〃
八四二	一、〇七一	〃
八四三	一、三七七	〃
九一一	一、〇四七	〃
九一二	二〇五	〃
九一三	二二四	〃

第7477号

昭26.12.10.

の建物六及亀式
た物番地広島県東広島市西条町四日本製鋼所鋼鋼所銀座
あ及び同会社三菱造船所在の同会社から能美郡
所有機関会社呉造船所在の同会社から能美郡
保機械造船部船舶の同会社から能美郡
存登記に対し作業所に属する建物の
登記の申請人川浜金五番
の申請人川浜金五番
弱財産人川浜金五番
が財産人川浜金五番
あつた。

〇工場財団

一、二四三一六九二六八八四三六六二九五五七七七

昭26.12.10. 第7477号

その証券の所持人は昭和二十七年六月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十六日
大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
一種類　日立造船株式会社株式二百株
数量　百株券一枚五十株券二枚
額面金額　金一万円
一株の拂込金額　金五十円
記号番号　（甲）ほ丁四五八四〇、ほ丙四七八七（乙）ほ丙四七八八
発行者　日立造船株式会社
最終株主　（甲）向井知衛、（乙）向井一
最終所持人　岡田健治

●昭和二十六年（ヘ）第四〇六号
兵庫県出石郡竹野町中山五八三番地　申立人　堀三右衛門
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があったからその証券の所持人は昭和二十七年六月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十六日
大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
株式会社天辻鋼球製作所株式五百株
但し百株券四枚、五十株券二枚
内訳
額面　金五千円也（百株券）
一株の拂込金額　金五十円也
記号及び番号　ゑ第三四〇号
最終株主　松阪修
株券発行年月日　昭和十四年七月二十八日
記号及び番号　へ甲第三四九号
最終株主　石塚証券株式会社
記号及び番号　へ甲第六五〇号
最終株主　大井証券株式会社
記号及び番号　へ甲第二三六七号
最終株主　小高信敏
以上三枚の株券発行年月日　昭和二十四年五月十五日
額面　金二千五百円也（五十株券）
一株の拂込金額　金五十円也
記号及び番号　ゑ第一二三〇号、ゑ第一二三一号

以上最終株主　石塚証券株式会社
右株券発行年月日　昭和十九年一月二十日
右各株券発行者　株式会社天辻鋼球製作所取締役社長天辻晋太郎

●昭和二十六年（ヘ）第四〇七号
奈良県生駒郡郡山町西観音寺四十六番地　申立人　岩田　義美
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があったからその証券の所持人は昭和二十七年六月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十六日
大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
オーエス映画劇場株式会社株式五百株
但し一百株券五枚
一株の額面　金五十円全額拂込済
記号番号　自式新丁一〇七四号至弐新丁一〇七八号
発行者　オーエス映画劇場株式会社
取締役社長寺本熊俊
発行年月日　昭和二十四年五月十日
最終株主　岩田義美
最終所持人　岩田義美

●昭和二十六年（ヘ）第四〇八号
岐阜県可児郡広見町伊香七八五の一　申立人　大脇　源
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があったからその証券の所持人は昭和二十七年六月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十六日
大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
一種類　東洋紡績株式会社株式
数量　（イ）五十株券一枚（ロ）十株券二十五枚
株券額面　（イ）金二千五百円（ロ）金五百円
一株に付拂込　金五十円
記号番号　（イ）甲に第六三三八号（ロ）甲は第七三一五三三号、同第二六九八一号、同第三五六四号、同第四七一九号、同第四七二〇号、同自第八一九四二号至第八一九四六

●昭和二十六年（ヘ）第四〇九号
本籍及び最後の住所長野県埴科郡松代町千四百八十六番地　不在者　長谷川直志
右の者に対し利害関係人長野県埴科郡松代町千四百八十六番地長谷川五作から申立があったので当裁判所は右の者が昭和十五年三月三十一日死亡したものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月十五日
長野家庭裁判所上田支部

●昭和二十六年（ヘ）第一一九二号
本籍並びに最後の住所新潟県中頸城郡源村大字高沢入四百五十九番地　不在者　山本　一二
右の者に対し右同所同番地山本源一の申立により当裁判所は昭和二十年四月十五日不在者が死亡したものと看做し失踪宣告した。
昭和二十六年十一月十五日
新潟家庭裁判所高田支部

●昭和二十五年（家）第八二〇号
本籍及び最後の住所兵庫県加古郡母里村野寺八百五十三番地の一　不在者　橋本シゲコ
明治三十三年十一月十七日生
右の不在者に対し東京都杉並区高円寺三の二百一番地橋本重弘の申立により当裁判所は大正九年九月十九日死亡とみなし失踪を宣告した。
昭和二十六年十月二十七日
神戸家庭裁判所姫路支部

●昭和二十六年（家）第一六三号
本籍山口県下関市大字豊浦町三三二番地、最後の住所台湾台北市項東勢九八一番地　不在者　原　長二郎
明治十二年五月二十一日生
右不在者に対し垣田林左衛門の申立により当裁判所は不在者は昭和二十三年三月十日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十六年十月二十七日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十五年（家）第五一一号
本籍並びに最後の住所三重県志摩郡畔名村四百十二番地　池田　善吉
明治二十四年十二月十三日生
右の者に対し、三重県志摩郡畔名村九十七番地池田善次の申立により当家庭裁判所は大正十年十一月三十日死亡したと看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十月三十日
津家庭裁判所宇治山田支部

●本籍神戸市長田区御蔵通三丁目二番地、最後の住所横浜市真金町番地不詳　不在者　吉田　タケ
明治三十二年七月十九日生
右の者に対し倉敷市中島二千四百五十八番の五十四地吉田テイの申立により当裁判所は大正十二年九月一日死亡と看做して失踪の宣告をした。
昭和二十六年十一月十五日
岡山家庭裁判所玉島支部

●昭和二十六年（家）第一八六号
本籍並びに最後の住所福岡県久留米市大石町四番地　不在者　西田　綱光
大正十二年一月二十九日生
右不在者に対し久留米市大石町四番地申立人西田大菊より失踪宣告の申立があったので当裁判所は不在者が昭和二十年八月九日以降生死分明でないものとみなして失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月十七日
福岡家庭裁判所久留米支部

●昭和二十五年（家）第四二九号
本籍福岡県大牟田市三里町一丁目七百二十一番地の一、最後の住所満州国安東　不在者　福山　勇平
大正九年九月二十九日生
右の不在者に対し福岡県大牟田市白金町四百三十九番地福山一夫の申立により当裁判所は昭和二十四年十月二十九日死亡とみなし失踪の宣告をした。
昭和二十六年十一月十三日
福岡家庭裁判所大牟田支部

●本籍並びに最後の住所長崎県南松浦郡玉之浦町玉之浦郷八百三十六番地　不在者　久保　為蔵
明治二十六年一月五日生
右の者に対して長崎県南松浦郡玉之浦町玉之浦郷八百三十六番地久保政之の申立により当裁判所は昭和二十五年九月十八日死亡したものと看做し失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月十二日
長崎家庭裁判所福江支部

●昭和二十六年第一九一号
本籍宮城県刈田郡白石町大字白石字渭水小路二十六番地、最後の住所宮城県刈田郡大鷹沢村大字三沢字大師堂二百六十三番地　不在者　川村とき子
大正十一年三月一日生
右不在者に対して利害関係人宮城県刈田郡大鷹沢村大字三沢字大師堂二百六十三番地川村年男の申立により当裁判所は右の不在者に対して昭和十年八月七日死亡したものとみなし昭和二十六年十月二十九日失踪を宣告した。
昭和二十六年十一月十三日
仙台家庭裁判所大河原支部

●昭和二十六年（家）第二七五号
本籍並びに最後の住所福島県北会津郡一箕村大字上蚕養字村西三百三十八番地　不在者　五十嵐政広
昭和五年十月二十四日生
右の者に対して利害関係人五十嵐フキの申立により当裁判所は右不在者は昭和二十四年一月三十一日死亡したものと看做して昭和二十六年十月十五日失踪宣告をした。
昭和二十六年十一月十三日
福島家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第一七八一号
本籍並びに最後の住所福島県大沼郡高田町字高田甲二千七百八十四番地　不在者　杉原善次郎
昭和五年五月十九日生
右の者に対して利害関係人杉原幸作の申立により当裁判所は右不在者は昭和二十年一月三十一日死亡したものと看做して昭和二十六年十月十五日失踪宣告をした。
昭和二十六年十一月十三日
福島家庭裁判所若松支部

●昭和二十五年（家）第一七八三号
本籍並びに最後の住所福島県南会津郡朝日村大字小川字関野五百四十七番地　不在者　渡部　忠次
明治三十五年七月二十一日生
右の者に対して利害関係人渡部アキノの申立により当裁判所は右不在者は昭和十四年十一月三十日死亡したものと看做して昭和二十六年十月二十日失踪宣告をした。
昭和二十六年十一月十三日
福島家庭裁判所若松支部

●昭和二十五年（家）第一九一〇号
本籍福島県耶麻郡千里村大字磐里字八千代十番地、最後に判明している年月日場所所属部隊昭和二十年六月二十日頃満州国満州第三六九九部隊永田隊元の官等級身分等不明　高田　歳
大正十一年十二月十一日生
右生死不明者に対して利害関係人高田キヨノの申立により当裁判所は右生死不明者は昭和二十三年六月三十日死亡したものと看做して昭和二十六年十月十五日失踪宣告をした。
昭和二十六年十一月十三日
福島家庭裁判所若松支部

●昭和二十六年（家）第四七〇号
本籍福島県石城郡川前村大字上桶売字上沢瓦百十二番地の六、最後の住所朝鮮平壌第一五九飛行場大隊部隊第一五九飛行場大隊　宇佐見　茂
大正三年七月一日生
右の者に対し利害関係人福島県石城郡川前村大字上桶売字志田名三十二番地大越久太郎方宇佐見文子の申立により当裁判所は昭和二十六年十月五日失踪宣告をした。
昭和二十六年十月二十四日
福島家庭裁判所平支部

○除権判決

●昭和二十六年（ヘ）第六三号
申立人　別紙目録記載の通り
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
株式会社日活国際会館株式百株券一枚
五十株券一枚
記号番号　C第一八六四〇号、B第一五六〇号
額面　五十円全額拂込済

（別紙）　当事者目録
東京都大田区南千束三六八番地二　申立人　平賀　弘美
右未成年者に付親権者　平賀　柳子
仙台市堤町一〇五番地三越仙北寮　申立人　小林　益夫
東京都大田区馬込町東二丁目一一七番地　同　吉田　末治
千葉県船橋市海神町西一丁目一〇四九番地　同　藤沢鍵次郎
愛媛県北宇和郡吉田町大字立間尻甲一九一七番地　同　古崎　寛
横須賀市池上町池上住宅百号　同　青木　栄一
東京都台東区浅草芝崎町三丁目一番地　同　松山　孝義
東京都杉並区高円寺三丁目二三一番地　同　松田伊三雄
東京都渋谷区常磐松町六四番地　同　誠雄
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目八一九番地　同　井上　慶吉
東京都中野区住吉町一八番地三越寮　同　横田　卯平
千葉県安房郡健田村瀬戸二二二六番地　同　木下　勲
東京都千代田区丸の内二の二丸の内ビルヂング八階八七八区（弁護士（電話丸の内一六一〇番））　河村　大助
以上十二名代理人　河村　大助
右代理人弁護士　松本　重敏

（別紙）　目　録
各申立人共通
株式会社三越株式一株の額面金五十円
但全額拂込済
発行者　株式会社三越
申立人平賀美分　㋹五六〇四号
株数十株十株券
最終株主　平賀弘美
申立人小林益夫分　㋹七二二五号七
株数三十株十株券
二二六号七三一二号
最終株主　小林益夫
申立人吉田末治分　㋹六八六四号
株数十株十株券
最終株主　吉田末治
申立人藤沢鍵次郎分　㋹六八六六号六八六七号
株数二十株十株券
最終株主　藤沢鍵次郎

申立人古崎寛分
株数七十株十株券　㋹自七三八九号至七三九三号七四一五号七五四三号
最終株主　古崎寛
申立人青木栄一分
株数十株十株券　㋹七三一三号
最終株主　青木栄一
申立人松山孝義分
株数五十株十株券　㋹自七三三九号至七三四三号
最終株主　松山孝義
申立人松田伊三雄分
株数六十株十株券　㋹一二一八三号
号の三一五四号五四〇八号五四〇九号三一五六号
最終株主　松田伊三雄
申立人岡誠雄分
株数百株百株券　㋹一〇〇二号
最終株主　岡誠雄
申立人井上慶吉分
株数五十株十株券　㋹自七八〇三号至七八〇七号
最終株主　井上慶吉
申立人横田卯平分　㋹七六七六号
株数十株十株券
最終株主　横田卯平
申立人木下勲分
株数四十八株　㈠十株券　㋹一〇号
一八三一一五号一八三一六号一八二一
三〇号㈡一株券　㋹二〇五八号二
三〇九号㈢一八九一号
㋹自一六七一一号至一六七四号
最終株主　木下勲

●昭和二十六年（ヘ）第五七号
東京都墨田区亀沢町四の二十一番地　申立人　島村伊三郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
株式会社日活国際会館株式百株券一枚
五十株券一枚
記号番号　㋑第八一八六四九号
額面　㋺金一万円也㋩金二十万円
右いずれも振出人　昭和二十六年一月二十七日
振出地　東京都
振出人　東京都中央区日本橋本町三丁目五番地、原忠産業株式会社代表取締役原久一郎
支拂場所　千代田銀行日本橋支店
支拂期日　昭和二十六年二月二十七日
受取人　江藤昇

発行者　株式会社日活国際会館取締役社長堀久作
発行年月日　昭和二十五年六月二十日
最終名義人　島村伊三郎

●昭和二十六年（ヘ）第五八号
東京都世田谷区玉川奥沢町二の三一〇、町田方　申立人　古川　国康
別紙目録表示の債券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右債券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記債券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
第十一号割増興業債券額面二万円也
但し一万円券二枚
番号　第三九七五番、第三九七六番
発行日　昭和二十四年六月二十七日
償還日　昭和二十五年六月二十七日
最終所持人　古川国康

●昭和二十六年（ヘ）第五九号
東京都新宿区天神町三〇番地　申立人　江藤　昇
右代理人　鎌田　栄
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十九日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
株式会社日立製作所株式一百株
株券　一枚
種類　百株券
額面金額　五千円
拂込金額　全額
記号番号　第五甲第二二二四二三号
最終名義人　池垣猶介
発行者　株式会社日立製作所
発行年月日　昭和二十四年十二月一日

●昭和二十六年（ヘ）第六一号
神奈川県横須賀市浦郷一五〇〇番地　申立人　鈴木　穣
右代理人　北島　清
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
京浜急行電鉄株式会社一百株券二枚二百株
記号番号　㋑丙第〇〇三九二号㋺丙第〇〇三四九号
額面金額　金五千円
拂込金額　金五千円
発行年月日　昭和二十三年七月十五日
株券の発行者　京浜急行電鉄株式会社専務取締役上田平郎
最終名義人　㋑茨田卯吉㋺市川次郎
最終所持人　鈴木穣

●昭和二十六年（ヘ）第六二号
東京都世田谷区東玉川町一七二の二　申立人　猪垣　猶介
右代理人　米谷　末生
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
株券　一枚
種類　百株券
額面金額　五千円
拂込金額　全額
記号番号　第五甲第二二二四二三号
最終名義人　池垣猶介
発行者　株式会社日立製作所
発行年月日　昭和二十四年十二月一日

●昭和二十六年（ヘ）第六一号
神奈川県横須賀市浦郷一五〇〇番地　申立人　鈴木　穣
右代理人　北島　清
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十六年九月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年九月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
株式会社日活国際会館株式百株券一枚
五十株券一枚
記号番号　C第一八六四〇号、B第一五六〇号
額面　五十円全額拂込済
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十八日社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十八日
京都市上京区寺内通浮福寺東入中務熊町三〇〇番地
有限会社カヤ平商店
清算人　田中清二郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対し債権を有する方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十日
金沢市金石松原町百番地
渡辺工業株式会社
清算人　渡辺博太郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十月十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月一日
東京都中央区西八丁堀三丁目十四番地　**丸正プレス株式会社**
清算人　笠間　正吉

株式会社合併異議申述公告

昭和二十六年十二月二日開催の下記会社の各株主総会において飯田鋼材株式会社は東新工業株式会社を合併しその権利義務を承継し、東新工業株式会社は解散することの決議をしましたから右に対し異議ある債権者は昭和二十七年二月十日迄に関係会社にその旨申述相成たく公告致します。

昭和二十六年十二月五日
東京都大田区今泉町六十一番地
飯田鋼材株式会社
東京都大田区今泉町六十一番地
東新工業株式会社

合併公告

下記甲、乙両会社は昭和二十六年十一月二十五日の各株主総会で甲会社は乙会社を合併しその権利義務を承継して存続し乙会社は解散をすることを決議をしました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたし。

昭和二十六年十二月十日
八幡市通町二十丁目
（甲）**株式会社大石商店**
八幡市田町四丁目
（乙）**大石工業株式会社**

解散公告（第一回）

当会社は株主総会の決議により昭和二十六年十一月三十日解散しました。当会社に債権のある方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出のない。若しこの期間内にお申出のないときは清算より除斥せられます。

昭和二十六年十一月一日
静岡市追手町二百二十九番地
田中商事株式会社
清算人　田中イサヨ

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月二十五日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若しこの期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十八日
東京都中央区築地三丁目一番地
東京中央市場小揚株式会社
代表清算人　栗林平治

組織変更公告

有限会社マル幸商店は昭和二十六年十月二十日の社員総会において組織変更して株式会社と為す決議をしたから迄に其旨御申出で下さい。

昭和二十六年十一月八日
東京都中央区日本橋馬喰町四の五　**有限会社マル幸商店**

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月十五日株主総会の決議により解散したるに付当会社に対し債権を有せらるる向はこの公告から二箇月内に債権の申出をされたい。若し右期間内に申出なき向は本債権から除斥されます。

昭和二十六年十一月二十日
兵庫県豊岡市花園通九八
昭和産業株式会社
代表清算人　三輪　弘

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月十八日の臨時株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出でがないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月五日
横浜市中区北仲通一丁目四番地
株式会社高島商店
清算人　佐原　藤三

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日、株主総会の決議に依り解散したので当会社に債権を有する方は本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内に申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月十日
静岡市呉服町二丁目八番地の六
株式会社花田商店
清算人　花田　勝

決定整備計画実行完了公告

当会社は昭和二十六年九月三十日決定整備計画の実行を完了致しましたので、企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十六年十一月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目二番地丸の内ビルヂング六階
旧石川島芝浦タービン株式会社

約束手形無効公告

約束手形番号財八四七号金一百五十万円也支拂期日昭和二十六年十二月二十六日振出日昭和二十六年十一月二十七日振出人昭光商事株式会社受取人日本軽合金株式会社芝浦支店は盗難に付無効とします。

昭和二十六年十二月十日
名古屋市中区伊勢町四の一一
日本軽合金株式会社

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月十八日開催の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対し債権を有する方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十八日
京都市上京区寺内通浮福寺東入中務熊町三〇〇番地
有限会社カヤ平商店
清算人　田中清二郎

公告

当会社は昭和二十六年十一月二十七日現在復興金融金庫より左記のとおり貸付金を借り入れていますので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一　電気事業会社の名称　東京電力株式会社
二　電気事業会社の住所　東京都港区芝田村町一丁目一番地二
三　借入先　復興金融金庫
四　借入金額　四十四億五千八百二十八万円也
五　借入金の利率　年一割二厘
六　借入金の償還の方法および期限
七　利息支拂の方法および期限
八　その他参考となるべき事項　別表の通り

昭和二十六年十二月十日
東京電力株式会社

第十七回決算報告

自昭和二十六年四月一日
至昭和二十六年九月三十日

資産の部　KO三三九九・OO

建物	運搬器具
	什器
	営業権
	有価証券
	他店貸
	現銀
	未収金
	受取手形
	貸行金
	仮拂金
	差入保証金
	立替金
	自動車用品
	未経過保険料
	合計
	未支拂
	借入金
	負債の部
	拂手形
	未拂金

荷主	五八三〇、九九八・六
	四三、三五五・六一
	一〇、〇〇〇・〇〇
	二九〇、〇三〇・〇〇
	三六一、二九七〇・八八
	三、七二一、六二・一七
	一、一〇五、五九二・〇六
	六七七、一九九・〇〇
	八三六、三五九・三六
	一、四四一、三六九・〇三
	六一九、九五八・三六
	一〇〇、一〇〇・〇〇
	三四、六六二・〇〇
	二六五、六七七・六〇
	四九、六一五・〇〇
	未支拂
	借入金
	負債の部
	拂手形
	未拂金

昭和二十六年十二月八日

復興金融金庫借入金公告

当会社は昭和二十六年十一月二十七日現在復興金融金庫より左記のとおり貸付金を借り入れていますので「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

一、電気事業会社の名称　関西電力株式会社
二、電気事業会社の住所　大阪市北区梅ヶ枝町一六四番地
三、借入先　復興金融金庫
四、借入金額　四十三億五千一百二十八万円也
五、借入金の利率　年一割二厘
六、借入金の償還の方法及期限
七、利息支拂の方法及期限
八、その他参考となるべき事項　別表のとおり

昭和二十六年十二月八日
関西電力株式会社

別表

借入金額

一、二億七千一百十八万円也
二、七億三千百五十万円也
三、四億四千一百五十万円也
四、二億七千五百万円也
五、二億六千二百五十万円
六、二億六千二百五十万円
七、一億五千四百四十万円
八、一億六千七百四十万円
九、五億五千九百万円
十、二億六千三百五十万円
十一、二億六千三百五十万円
十二、二億六千三百五十万円
十三、三億三千四百七万円

償還の方法及び期限

昭和二十七年二月末日迄に金二千三百八十万円以上、その後毎年二月及び八月末日迄に金二千三百八十万円以上宛分割弁済並に残額完済の外増資社債手取金等により期限迄に完済する。
昭和二十七年二月末日迄に金一千五百万円以上、その後毎年二月及び八月末日迄に金一千五百万円以上宛分割弁済並に残額完済の外増資社債手取金等により期限迄に完済する。
昭和二十七年二月末日迄に金一千五百万円以上、その後毎年二月及び八月末日迄に金一千五百万円以上宛分割弁済並に残額完済の外増資社債手取金等により期限迄に完済する。
昭和二十七年二月末日迄に金一千五百万円以上、その後毎年二月及び八月末日迄に金一千五百万円以上宛分割弁済並に残額完済の外増資社債手取金等により期限迄に完済する。
昭和二十七年二月末日迄に金二千三百八十万円以上、その後毎年二月及び八月末日迄に金二千三百八十

第7477号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

未拂諸掛金	二〇、二五六・〇〇
他店借	一、七七二、八九七・八九
未拂取立金	二七、二〇一・〇〇
前受金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	一、一四五、九三五・四〇
預り金	二四、九九〇・九九
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	二七九、七七〇・〇〇
別途積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	四九、五四一・九二
再評価積立金	一、〇〇七、六六二・〇〇
当期利益金	一、四四〇、二九〇・六九
合計	一九、八五四、六二三・二七

右の通りである。

昭和二十六年十月三十一日

埼玉県川越市大字松郷二〇一

東上通運株式会社

取締役社長　井下田四郎

新発売コピア複写器

特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写

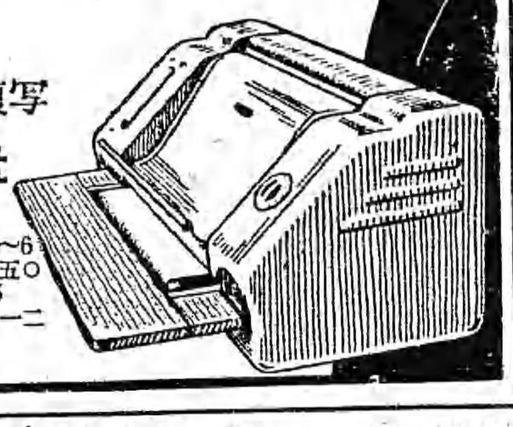

丸星機化工業株式会社

本社　東京都港区西芝浦三ノ二
電話三田(45)0225 5616 3645～6
支社　大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一二
電話中(24)1625 3920

第十一期貸借対照表公告

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部	
現金預金	五、八八九、六六四・七九
受取手形	四、三四一、一三五・〇〇
売掛金	二七、一四九、八五四・四八
有価証券	二一〇、〇〇〇・〇〇
材料	一五、八六九、〇五六・九二
材料代	二〇、七五七、二四一・三一
前拂金	一七〇、二三七・五〇
拂費用	六三、九〇二、二一一・七九
仕掛品	二、三六八、四八〇・一四
短期債権	二三二、八八三・九五
関係会社勘定	一一、九八二、五〇〇・〇〇
未収入金	七、八九〇・〇〇
差入保証金	一二、〇八七、六三五・七八
仮拂金	二、八七五、八四九・五四
建物	二五八、三九七・九〇
構築物	一、六四七、六七五・〇二
機械装置	八六、五〇〇・〇〇
車輌運搬具	四八九、二三七・六二
工具器具備品	七、六二二、〇〇〇・〇〇
土地	四五八、五〇八・五八
特別仮勘定	二〇、五三〇・六八
退職手当準備積立金預金	一七八、四一七、五九一・〇〇
合計	四五、五九三、六一六・四三
負債の部	
買掛金	四、一〇〇、〇〇〇・〇〇
短期借入金	一五、八四三、四四五・四二
未拂金	二、〇五二、八五九・八三
前受金	四、三一八、四六七・七三
預り金	八三、〇九八、二三一・八九
受註品代内入金	二六六、九二二・〇〇
減価償却引当金	七、三五〇、五四二・七七
関係会社勘定	四、四五六、六六一・八三
仮受金	二〇、五三〇・六八
退職手当準備積立金	二三七、四一三・八二
特別仮勘定	二一一、一三六・五九
特別損益勘定	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	五、四九二、九九〇・三三
再評価積立金	三八四、七七一・六八
当期利益金	一七八、四一七、五九一・〇〇
合計	四五、五九三、六一六・四三

注　昭和二十六年四月一日現在を以て固定資産の再評価を行い法定準備金四五、〇〇〇円及び再評価積立金一、四二五、四九円六七銭を以て繰越損失金一、四七〇、一四九円六七銭を補塡した。

昭和二十六年十一月三十日

東京都江東区南砂町四丁目六二五番地　**株式会社東京造船所**

解散団体財産売却公告（第三百六回）

一、売却物件

（イ）建物木造瓦葺二階建一棟（延）九一・二五坪（BC—三〇八—（一））

（ロ）土地（地上建物がある。）一五・三八坪（LC—四〇—（一））

（ハ）同（同）二二・四五坪（LC—四〇—（二））

（ニ）同（同）九・三六坪（LC—四〇—（三））

（ホ）同（同）五・五四坪（LC—四〇—（四））

（ヘ）同（同）五・七七坪（LC—四〇—（五））

（ト）同（同）六・〇一坪（LC—四〇—（六））

（チ）同（同）一四・四五坪（LC—四〇—（七））

（リ）同（同）九・九九坪（LC—四〇—（八））

（ヌ）同（同）五・六〇坪（LC—四〇—（九））

（ル）同（同）五・七五坪（LC—四〇—（一〇））

（ヲ）同（同）五・九二坪（LC—四〇—（一一））

（ワ）同（同）一四・四四坪（LC—四〇—（一二））

（カ）同（同）六・七二坪（LC—四〇—（一三））

（ヨ）同（同）四・八五坪（LC—四〇—（一四））

（タ）同（同）四・八四坪（LC—四〇—（一五））

（レ）同（同）四・八二坪（LC—四〇—（一六））

（ソ）同（同）一一・二五坪（LC—四〇—（一七））

（注）八幡市黒崎町二〇番地の一四所在の土地（二六・三六坪）は（ロ）乃至（ソ）の各買受人の共有地として、その持分十七分の一（持分は均分）あてをそれぞれ各掲記の土地に合せて売却する。

（ツ）建物木造瓦葺平家建一棟四七・四七坪（BC—六一〇）

（同一棟三〇・二五坪（BC—六一一））

活力はこの1錠！

この1錠にビタミンC 30mg
児童1日最低必要量の1.5倍
この1錠にビタミンB_1 2mg
児童1日最低必要量の2.6倍
この1錠に「葉酸」0.1mg
これは造血ビタミンです

●毎日1錠で、弱い子も、1日元気です。
●毎日2錠で、過労の回復が出来ます。
●毎日3錠で、病気の回復を早めます。

ビタミンB_1＋C＋葉酸

強力パラエス錠

【適應症】

疲労回復　脚気の予防・治療　消化不良
栄養補給　妊産婦の保健　貧血

20錠 100円
60錠 270円

大阪市道修町　塩野義製薬株式会社

SHIONOGI

（注）右（ツ）は占領軍が公式に解放する迄は、買受人においてこれを占有し、使用し、移動し、その他の変更を加えることはできない。

（ネ）建物（空家）木造瓦葺二階建一棟（延）一五一・〇〇坪（BC—二六五—（一））

同（空家）木造瓦葺平家建一棟八・〇〇坪（BC—二六五—（二））

（ナ）鏡その他五種（M—四〇—（三））

（ラ）事務机その他三種（MC—四〇—（三））及び（五）

（ム）机その他二種（MC—四〇—（三））

（ウ）長椅子その他三種（MC—四〇—（四））

二、所在地

（イ）直方市山部字上原田二七一番地

（ロ）乃至（ソ）八幡市黒崎町二〇番地の一（ツ）小倉市田町無番地（小倉旧城内）（ネ）八幡市槻田字八王寺二、〇〇九番地（ナ）乃至（ウ）福岡県総務部地方課倉庫内

三、下見の日時　十二月十四日午前十時各物件所在地集合

四、入札（買受申込）の期限　十二月二十一日午後五時締切

五、入札（買受申込）の場所　当理事会又は福岡県総務部地方課

六、保証金　（イ）二万八千円（ロ）（チ）（ワ）各四千円（ハ）六千円（ニ）二千六百円（ホ）（ヘ）（ヌ）（ル）各一千七百円（ト）（ヲ）各一千八百円（リ）二千八百円（カ）二千円（ヨ）（タ）（レ）各一千五百円（ソ）三千円（ツ）十一万円（ネ）一万三千円（ナ）一百円（ラ）（ム）各五十円（ウ）三百円

七、買受人の決定はその氏名を官報に公告し、且つ申込人にも通知します。

八、入札（買受申込）心得その他詳細については必ず当理事会又は福岡県総務部地方課にお問合せ下さい。

東京都千代田区皇居内（旧枢密院）

解散団体財産売却理事会

正誤

昭和二十六年十二月七日会社その他の公告欄一二九頁三段関西織物株式会社の株式名義書換停止公告中「昭年二十六年十二月七日」は「昭和二十六年十二月七日」の誤植

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三二一—三九
振替東京一九〇〇〇　官報課